

いのち満ちる 農^{みのり}の里あつま 大いなる田園の町

基本計画



第1章 美しい緑のふるさとづくり

第1節 環境を守り次代に引き継ぐ

1. 環境・資源

現況と課題

- 春夏秋冬、町の自然はさまざまなたずまいを見せて私たちをなごませてくれます。

町民アンケートでは約84%が町の自然環境を評価し、町の将来像も豊かな自然を基本としたものとなっています。また、空気のきれいさや野鳥・昆虫などとの親しみなどに関する満足の割合も高くなっています。

しかし一方では、恵まれた自然環境の中で生活していることが日常的であるため、自然環境に対する意識や関心が高いとはいえ実情にもあります。

- 省資源・省エネルギーについては、最も大切なこととして、町民の実践（約40%）、みんなでルールをつくって運動する（約39%）などがあげられ、自主的に取り組みたいまちづくり活動としては、自然保護・緑化・花いっぱい・清掃など（約23%）、リサイクル・省エネルギー（約15%）などがあげられています。

また、ビン・缶・古新聞・古雑誌の分別や廃品回収といったリサイクルを実践しており、節水や節電などについても心がけているようすがうかがえます。

- 町は平成13年3月15日に「厚真町環境基本条例」

を施行し、平成17年9月には「厚真町環境対策実施計画」を策定、町民、事業所、団体、行政がともに環境保全に積極的に取り組んでいます。

- 自然環境は、地球上のすべての生命の源であり、人類にとっては過去から現在、現在から未来へと引き継がれるかけがえのない財産です。また、自然環境は一度壊れてしまうと復元・再生が不可能であったり極めて困難であったりします。環境保全は基本的にこれらのことを忘れないことから始まります。

今後は、生涯学習の観点で環境教育や環境学習を一層推進するとともに、町民や事業所、団体等の自主活動を促進していくことが必要です。

- また、家畜ふん尿、**農業用廃プラスチック***など農業生産活動から生じる副産物や廃棄物の適正処理とリサイクル、建設資材の分別回収と再資源化の促進などに取り組んでいますが、今後もこれらの取り組みの強化に努めるとともに、**エコマーク***・**グリーンマーク***商品などの利用や物の再使用・再資源化、ごみ減量化など、資源循環システムの形成をはかっていく必要があります。

- あわせて「厚真町森林整備計画」や「第5次厚真町農業振興計画」「一般廃棄物処理基本計画」等の関連する計画と連携しながら廃棄物の減量化や再資源化の取り組みなどを一体的に進めていくとともに、水質汚濁や悪臭、**ダイオキシン***発生の防止などの公害防止の取り組みの強化を促します。また水資源の確保に向けて厚幌ダムの建設を促進しています。

* 農業用廃プラスチック

農業生産に使用した後不用になった塩化ビニールフィルム、ポリエチレンフィルム、硬質フィルムなどのプラスチック類や肥料袋、農業のポリ容器等のプラスチック類のことをいう。農業用廃プラスチック類の処理は、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者による再生処理を基本とするが、産業廃棄物処理施設での埋め立てや焼却も認められている。

* エコマーク

環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられたマーク。

* グリーンマーク

古紙の回収・利用の促進をはかるため、古紙を原料に利用した製品につけられたマーク。

* ダイオキシン

ポリクロロジベンゾジオキシン（PCDD）の俗称。毒性が強く分解されにくい化合物で皮膚・内臓障がいを起こし、催奇形性・発がん性があるものが少なくない。家庭などからでるごみの焼却、製紙工場からの廃液、自動車の排気ガスから発生する。

●環境緑地等保護地区（北海道指定）

地区名	区分	指定年月日	指定面積（㎡）	指定内容
上野松の沼	環境緑地	昭和48. 3. 30	317,518	環境緑地としての樹林地
ノブト	〃	昭和50. 8. 4	5,464	〃
桜丘	〃	昭和48. 3. 30	132,319	環境緑地としての樹林地。アカマツ、桜の並木
厚真ダム	自然景観	昭和48. 3. 30	753.0(ha)	厚真ダム湖水美、湖岸の広葉樹林、湿性植物、野鳥

注：平成17年4月1日現在

資料：商工経済課調

●記念保護樹木（北海道指定）

樹木名	指定年月日	指定位置	指定内容
幌内神社のエゾイタヤ	昭和48. 3. 30	幌内616-5	開拓記念木
ホロニレ	昭和48. 3. 30	幌里154-2	開拓記念木

注：平成17年4月1日現在

資料：商工経済課調

目 標

1 自然環境の保全と資源循環システムの構築

施策の方向

1 自然環境保護の促進

2 資源循環システムの構築

主な施策（事業）

1 自然環境保護の促進

- ① 森林の区分による森林整備と保全の促進
- ② 森林の生態系の保全と親森性の向上
- ③ 樹林・樹木保全協定の促進
- ④ 小規模林地開発時(1ha未満)の森林保護のための
ルールの検討
- ⑤ 公共施設周辺の林地や社寺林等の保護
- ⑥ 山火事の防止
- ⑦ 自然の生態系に配慮した素材と工法による治山・
治水事業の促進
- ⑧ 河川や湖沼、海浜の生態系の保全と親水性の向上

⑨ 緑化や清掃活動の促進

⑩ ごみの不法投棄対策の推進

⑪ 学校での自然環境の保護や自然との共生に関わる
教育の充実

⑫ 町民の環境学習機会の拡充

⑬ 環境に関わる情報提供の充実

⑭ 町民、団体、事業所等の自主活動の促進

⑮ 大気中への有害物質の排出抑制や生活排水の浄化
に係る啓発と下水道・浄化槽整備の推進

⑯ 農薬・化学肥料低減などの環境負荷軽減対策の普
及

⑰ 家畜ふん尿、農業用廃プラスチックの適正処理の
促進

2 資源循環システムの構築

① ごみの分別徹底と減量化、衣食住などの生活に係
る物の再使用・再資源化（リサイクル）の組み
組みの促進

② 水・電気・石油などの資源の節約と再生製品の利
用促進

③ 省エネルギー型機械や省エネルギー型の建物の導
入とエコマーク・グリーンマーク商品などの利用促

進

- ④ 省資源・省エネルギーに係る広報啓発活動の強化

2. 衛生・美化

現況と課題

- ごみの減量化については、環境に負荷をかけない、限りある資源を守るということを基本に、分別リサイクルの周知・徹底を強化しています。
ごみ収集は平成14年度から全町収集となり、分別収集は、可燃、不燃、資源、生ごみの4種類で行っています。
ごみ処理については、生ごみと資源ごみは安平・厚真（旧東胆振三町広域）行政事務組合が、また、可燃ごみ、不燃ごみと資源ごみの一部は安平・厚真行政事務組合が苫小牧市に委託し処理を行っています。なお、平成16年度に三町安定型最終処分場の適正閉鎖を完了しました。
- 物は捨てる“ごみ”になりますが、捨てるに使う工夫をすれば“資源”になります。今後は、ごみの“3R”運動を活発化し、ごみを資源ととらえて無駄な物の購入や使い捨て、レジ袋、過剰包装を控えるなど日頃の消費生活を見直していく必要があります。
また、不法投棄の防止については家電リサイクルの徹底に向けた啓発や廃車対策を講じる必要があります。
- し尿処理は広域の一部事務組合で行っており、円滑で適正な収集処理体制の維持に向け組合構成町としての役割を担っています。
- 火葬場・墓地については、周辺環境の整備などに努めていますが、平成3年度建設の厚真葬苑につい

ては炉の改修が必要となっています。

- 清潔できれいな生活環境をつくるための取り組みとしては、地区・職域・団体・学校等で空き缶拾いや道路、河川などの清掃、大型ごみ収集、花いっぱい運動や植樹活動などを行っています。
また、**中山間地域等直接支払交付金***を活用した地区共同の取り組みとして、農道や用排水路の草刈、農家看板の設置、くん煙用廃タイヤの処理、公民館等の周辺整備が行われました。
環境に関わる全町組織としては厚真町環境対策町民会議があり、平成17年4月1日現在、行政を含む12機関・団体が参加しています。
- 町には恵まれた自然環境と豊かな実りを育む田畑の広がりがありますが、廃車などの不法投棄や美観や防犯上好ましくない廃屋があります。
また、建物と農地などの境界や沿道、河川敷などの雑草、管理が十分でない山林など、町民意向調査でも評価が低くなっています。
- 環境美化は、衛生や防犯、防災などの面だけでなく、生活の心地よさや快適さ、町のイメージアップにつながる大切な取り組みです。今後は生活環境を向上させるために清掃美化活動を充実し、あわせて田園の町厚真のイメージアップをはかるための風景づくりに取り組む必要があります。
- 町の畜犬登録数は平成17年10月31日現在で534頭になり、予防接種も受けています。最近では犬や猫のほかさまざまなペットの飼育が増えていますが、反面ペットに関する苦情も増えています。
飼い主の責任は、愛情と責任をもって最後まで飼い続けることにあります。今後一層ペット飼育のルールとマナーなどについて周知・啓発を強める必要があります。

*中山間地域等直接支払交付金

平地と比べ農業の生産条件が不利な地域である中山間地域等において、農業生産の維持、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成といった多面的機能を確保するために、農業者等に対して支払う交付金。平成12年度から実施されている「中山間地域等支払制度」の新対策となっている。実施期間は平成17年度から平成21年度までの5年間。

基本計画

●環境美化取り組み現況

活動内容	活動者数
浜厚真環境整備振興会による花いっぱい運動	9
漁業者による植林活動	16
自治会による道路、河川愛護活動（道路組合27・河川組合21）	道路650
	河川400
職域、団体等による「ポイ捨てゼロの日」運動	80
各自治会における大型ごみ収集活動（年1～2回）	180
コミュニティ運動推進協議会活動	56
①花づくり運動（地域花壇づくり、市街地プランター設置、 ガーデニング* 講習会、花いっぱいコンクールなど）	100
②各自治会（約15自治会）による空き缶拾い・道路清掃	300
③不用品即売会（毎年12月1日実施）	30

注：平成16年10月1日現在

資料：町民課調

●畜犬登録等の状況

単位：頭

区分 年度	畜犬 登録数	野犬掃討及び 不用犬引取数
平成11年度	574	21
平成12年度	575	29
平成13年度	569	12
平成14年度	572	11
平成15年度	556	12
平成16年度	539	3

注：各年度末現在

資料：町民課調

目 標

- 1 美しくやすらぎに満ちた田園のまちづくりの推進

施策の方向

- 1 ごみの“3R運動”の促進
- 2 円滑で適正なし尿収集処理体制
- 3 墓苑の整備推進
- 4 美化運動の展開

主な施策（事業）

- 1 ごみの“3R”運動の促進
 - ① 安平・厚真行政事務組合事業の促進
 - ② ごみの分別徹底と減量化、衣食住などの生活に係る物の再使用・再資源化（リサイクル）の取り組みの促進
 - ③ 水・電気・石油などの資源の節約と再生製品の利用促進
 - ④ 省エネルギー型機械や省エネルギー型の建物の導入とエコマーク・グリーンマーク商品などの利用促進

*ガーデニング

園芸。庭づくり。家庭園芸。

- ⑤ 町民、団体、事業所等の自主活動展開への支援
- ⑥ ごみの不法投棄対策の推進

2 円滑で適正なし尿収集処理体制

- ① 胆振東部日高西部衛生組合事業の促進

3 墓苑の整備推進

- ① 墓園・墓地の管理推進
- ② 厚真葬苑の整備推進

4 美化運動の展開

- ① 地区・職域・団体・学校等での清掃美化、花いっぱい・緑化運動の促進と活動支援
- ② ペット飼育のルール・マナーの啓発普及推進
- ③ 町民等の参加による風景づくり阻害要因の改善・除去活動の推進（空き地や建物・土地・河川・道路等の境界の草刈りや不使用機材・建物整理ルールの検討、廃屋対策等）
- ④ 町民等の参加による地域資源の把握と保護・有効活用の推進
- ⑤ 風景づくり人材の育成（**フラワーマスター***、緑化や自然保護、地域の文化等に関わる人材などのまちづくり人材）
- ⑥ ごみの不法投棄対策の推進

第2節 安全で住み心地よい暮らし

1. 治山治水

現況と課題

- 治山対策は、土地を守ることはもとより防災や自然環境の保護、CO₂削減、水資源の確保など森林がもつ公益的機能を維持・増進するために行う重要な

取り組みです。

町には、地すべり、がけ崩れ等予想区域が19区域あり、主に北海道が実施主体となって治山事業が行われています。

- 治山事業の保安林整備については、防風保安林の改植や本数調整のための伐採を実施し、造林事業については、水源かん養保安林の林種転換をはかるために複層林整備を行っています。また、災害復旧事業については森林所有者の理解と協力を得ながら行っています。
- 一方、森林を保全するため、林地開発に伴う**残置森林***等の管理に関する協定の締結を促進していますが、林地開発の基準に該当しない小規模開発では協定を結ぶことは難しい状況にあります。また、樹林樹木保全協定の更新については、財産の制約を伴う面もあるため一部更新できなかった所があります。今後とも森林所有者の理解を深める取り組みを進め、森林や保安林の整備を促進するとともに、貴重な森林の保護に努める必要があります。
- 河川は、厚真川などの2級河川が5河川、軽舞川などの準用河川が8河川、普通河川が51河川あり、しばしば水害を発生させてきました。田畑冠水の危険がある水防区域は21区域あり、河川改修が済んでいるのは6区域、整備が計画されているのは7区域となっています。また、土石流危険渓流は厚真川とその水系に10区域あります。
- 今後は災害復旧事業や治山事業と連携した砂防事業を一層進めるとともに、総合的な治水対策として現在整備中の二級河川厚真川、ウクル川の河川整備、厚幌ダムの建設を促進しています。また、整備にあたっては、自然の生態系に配慮した工法での整備を促進する必要があります。

目 標

- 1 防災機能が高く自然に配慮した治山治水対策の促進

* フラワーマスター

北海道のフラワーマスターは平成5年度からスタートした制度。花の育成管理、街並み景観に配慮した花づくりの知識や技術を持っている人を知事がフラワーマスターとして認定している。フラワーマスターは各地域で花のまちづくりリーダーとしてボランティアで活躍している。

* 残置森林

開発行為をする森林のなかで現況のまま保全する森林。土砂などの採掘の場合、原則として周辺部に幅おおむね30mの残置森林または造成森林を設置しなければならない。

施策の方向

- 1 森林の保護・育成
- 2 河川整備の促進と厚幌ダムの早期完成

主な施策（事業）

- 1 森林の保護・育成
 - ① 森林の区分による森林整備と保全の促進（山地災害等防止機能が重視される森林の保安林指定と適切な管理、治山施設の設置、複層林施策の推進など）
 - ② 樹林・樹木保全協定の促進
 - ③ 小規模林地開発時(1ha未満)の森林保護のためのルールの検討
 - ④ 地区・職域・団体・学校等での緑化運動の促進と活動支援
- 2 河川整備の促進と厚幌ダムの早期完成
 - ① 町管理河川の整備の推進
 - ② 二級河川厚真川、ウクル川の改修事業の促進
 - ③ 治山事業と連動した砂防事業の促進
 - ④ 水防施設の近代化
 - ⑤ 海岸保全と防災対策の促進
 - ⑥ 厚幌ダムの建設促進
 - ⑦ 自然の生態系に配慮した素材と工法による河川整備の促進

2. 土地利用

現況と課題

- 土地利用は、町域を市街地周辺ゾーン、山岳レクリエーションゾーン、湖沼レクリエーションゾーン、臨海施設ゾーンの4つに分け、それぞれ基本方向を定めています。
健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある

発展をはかり、有効適切な土地利用に努めることを目標に、食糧供給基地、新しい産業発展の場、交流の拠点としての発展性を見極め、規制・誘導・整備等を進めてきました。

- 農業地域については、計画的なほ場整備による生産基盤の確立や地域営農システム形成等による農用地の保全と担い手農家への集積、農地銀行の活用促進などに取り組んでいますが、国際化・自由化の進展や農業者の高齢化、後継者不足、条件不利地域への対応などの課題があり、地域営農の仕組みを再編し、農用地を守っていく必要があります。
- 都市地域については、平成9年に組合施行で着手した厚真中央土地区画整理事業の施行にあわせ、道路、公園、下水道、街並みなどの整備を進めるとともに用途純化に向けた誘導や未利用地の有効活用などについても取り組みを進めてきました。また、この事業の推進により市街化区域の見直し（拡大）と用途地域の見直し（変更）を行いました。

今後は、地域活性化と町のイメージアップの視点で居住環境の向上や景観づくりを進めていく必要があります。

- 森林地域については、町土の保全や水資源の確保、自然環境保護、防災などの公益的機能を維持・増進するため、森林整備や治山事業を促進していますが、林業を取り巻く経済環境が厳しくなっていることなどから所有者の経営意欲の低下がみられます。
森林は地球環境保全の観点から重要な役割を担い、また資源循環型社会の基礎となることから、今後は一層、森林に対する認識を高め世界共通の財産として保護・育成を強化していく必要があります。
- その他の地域については、海浜や湖沼周辺の自然環境を守りつつ、自然とのふれあいや学習の場として有効活用をはかっていく必要があります。

目 標

- 1 合理的で安全性と利便性が高い土地利用の促進

施策の方向

- 1 合理的で適正な土地利用の促進
- 2 安全なまちづくりの基盤となる土地利用の促進
- 3 利便性が高く町内外に「田園の町」のイメージを広げる土地利用の促進

主な施策（事業）

- 1 合理的で適正な土地利用の促進
 - ① 森林地域、農業地域の保全と都市地域との調和ある土地利用の促進
 - ② 秩序ある市街化区域の土地利用の促進
 - ③ 市街化調整区域の土地の保全と土地利用の誘導
 - ④ 地区計画による地域の実状に応じた土地の保全と利用の誘導
 - ⑤ 苫小牧東部開発新計画、苫小牧港港湾計画に基づく土地利用の促進
 - ⑥ 地籍図の管理推進
 - ⑦ GIS*（地理情報システム）の有効活用推進
- 2 利便性が高く町内外に「田園の町」のイメージを広げる土地利用の促進
 - ① 公共用地等の先行取得と有効利用
 - ② 都市公園等緑のオープンスペース*の確保と有効活用
 - ③ 都市と農村の交流やグリーン・ツーリズム推進のための交流資源の調査検討
 - ④ 河川や湖沼、海浜の生態系の保全と親水性の向上
 - ⑤ 臨海地区の交流機能の充実

3. 交通

現況と課題

- 高規格幹線道路日高自動車道は町域内区間の整備が終わり、平成10年7月には厚真ICが供用開始になりました。国道235号についても現在のところ整備を必要とする状況はみられません。
- 開発道路北進平取線については引き続き整備の促進を要望し、道道は主要道道千歳鶴川線、一般道道上幌内早来停車場線、厚真厚真停車場線、夕張厚真線などの整備の促進と交通安全施設の整備についても要望しています。
- 町道は平成17年4月1日現在で、一級が18路線、二級が26路線、その他が194路線の計238路線あり、一級路線は改良率96.5%、舗装率89.3%、二級路線は改良率71.8%、舗装率67.8%となっています。

町道は町独自で整備計画をたて、未整備路線で緊急性の高いところから整備していますが、国の補助金の縮減などから年々補助採択のハードルが高くなっており、計画どおりに進めることが難しくなっています。軟弱地盤対策が必要な箇所もあります。
- 除排雪は、町有の除雪車両と民間の委託車両で対応しています。

防雪柵は道道での設置は拡大してきていますが予算の関係もあり十分とはいえない実情にあります。
- 道路整備にあたってはバリアフリーや沿道の景観に配慮しながら進めていますが、道路などの社会基盤の整備を進めるうえではユニバーサルフリー*（だれもが安全に安心して使える・利用できるものにする）の観点に立つ必要があります。

沿道についても、安全性と快適性をもたせる観点

*GIS

Geographical Information System。地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し視覚的に表示する。高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。災害時に発生場所、影響範囲、避難場所情報などを統合的に表示するもの、地籍図に農地や森林、用排水路、土地改良実施地区等を重ねたもの、都市計画、住宅地図、防犯、マーケティングなど幅広く利用されている。

*オープンスペース

公園、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。都市計画上の用語として「公共空地」がある。建築基準法では総合設計制度における「空地」（公開空地）がある。

*ユニバーサルフリー

障がいのある人、高齢者、健常者を問わず誰もが暮らしやすい社会をめざす考え方。「バリアフリー」の考え方は障がいのある人と高齢者に焦点をあてたものであったが、ユニバーサルフリーは健常者も含め、障がい、年齢、性別を問わず全ての人が便利で快適に暮らせることをめざしている。

で関係機関等と連携しながら景観の改善・向上をはかっていく必要があります。

- 公共交通についての町民意向は、優先して対策を取るべきまちづくりの重点分野としてバスや鉄道の利便性向上を強く望んでいます。

公共交通機関は町民生活の利便性を高めるとともに定住促進や町のイメージアップなどに大きく関わります。今後とも民間バス路線の維持と利便性の向上に努めるとともに、循環福祉バスのオンデマンド的な運行を検討する必要があります。

- **T S L (テクノスパーライナー)***の誘致については、苫小牧 T S L 誘致促進期成会を組織し誘致活動を行ってきましたが、国の動向が不透明なこともあり苫小牧港利用促進協議会の部会として再組織し情報収集に努めています。

また、J R 日高線の移設と新駅設置促進については、苫小牧東部地域の開発と関連していることから具体化していません。

フェリーについては、利用促進のための P R に努める必要があります。

目 標

1 計画的な道路整備と道路の安全性と快適性の向上

施策の方向

- 1 道道整備の促進
- 2 町道整備の推進
- 3 安全で快適な道路環境の整備
- 4 公共交通機関の充実

主な施策（事業）

- 1 道道整備の促進
 - ① 道道整備の促進（主要道道・一般道道）
 - ② 道道の交通安全施設整備の促進（歩道整備・防雪

柵設置等）

- ③ 開発道路の整備促進（北進平取線）

2 町道整備の推進

- ① 町道整備計画に基づく町道の計画的整備の推進
- ② 町道維持管理の推進
- ③ 橋梁整備の推進
- ④ 軟弱地盤対策の推進

3 安全で快適な道路環境の整備

- ① 除排雪体制の充実
- ② 交通安全施設の整備促進
- ③ 道路環境のユニバーサルフリー化の研究
- ④ 町民等の参加による沿道の景観づくりの推進
- ⑤ 街路灯・防犯灯の整備促進
- ⑥ 案内表示（サイン）等の整備

4 公共交通機関の充実

- ① 民間バスの路線維持と利便性の向上
- ② 循環福祉バスの効率的運行と利便性の向上
- ③ オンデマンド的な交通手段の検討

4. 情報通信

現況と課題

- 高度情報化社会となり社会・経済環境が大きく変化しています。国は平成13年1月に「5年以内（平成17年）に世界最先端のIT国家となる」ことを目標に「e-Japan戦略」を策定しました。

国際化、市場化が進み自由競争社会になっている
昨今、高度情報化は生活の安全性や利便性を向上させるだけでなく地域間競争を勝ち抜くための重要な手段です。
- 町民アンケートにおける高度情報化に対する現状は、携帯電話を持っている人は7割弱、パソコンを持ちインターネットを使っている人は3割あり、日

* T S L (テクノスパーライナー)

従来の船舶の2倍以上の高速航行が可能で、航空機やトラックよりも大量の貨物を積載可能であり、荒れた海でも安全に航行できる新形式の超高速貨物船。

常生活の中に情報機器が定着していることがうかがえます。

- 平成15年、町民有志が「あつまブロードバンド研究会」を設け、厚真中心部のADSL化に貢献しましたがカバー率は5割程度に止まっています。ブロードバンド化は整備のための条件や高額事業費がネックになっていますが、各種の方法を研究・検討しながら情報通信基盤やシステム整備を進める必要があります。

庁内の情報化は徐々に進んでいますが、公共施設、学校、消防、医療機関などを高速で結ぶ通信網の整備を地域の情報化とあわせ総合的・一体的に進めていく必要があります。

- また、行政や各種団体の情報等を提供している防災無線の効率的・効果的な活用や平成23年のテレビ放送の地上波デジタル完全移行に向けた難視聴地域の解消、情報格差のない町づくりのための情報過疎対策にも取り組む必要があります。

目 標

1 電子自治体の推進

施策の方向

1 地域ネットワークインフラの整備

* LGWAN

Local Government Wide Area Network。総合行政ネットワーク。地方自治体などが個別に運用するローカルエリアネットワーク（LAN）を相互接続した広域ネットワーク（Wide Area Network）のこと。平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」を設置、同年3月にIT戦略本部が決定した「e-Japan重点計画」などに基づいて整備されるもの。同年4月に構築・一部運用を開始し、同年10月に本運用を開始。

* LAN

Local Area Network。ローカルエリアネットワーク。同一敷地（同一建物）内などの総合的な情報通信ネットワーク。コンピュータネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受・処理できる。

* 北海道のHARP構想

「HARP」はHarmonized（調和型）、Applications（アプリケーション）、Relational（連携）、Platform（基盤）の頭文字をとったもの。北海道または道内市町村が一体となって電子自治体を推進することにより住民サービスの向上や行政運営の簡素化・効率化をはかり、住民に開かれた電子自治体の構築をめざすにあたって必要となる各種システムの共通基盤（個人認証基盤確立、セキュリティ、データベース管理）を共同で効率的かつ効果的に構築・運営しようとする構想。

* データベース

コンピュータで、相互に関連するデータを整理・統合し検索しやすくしたファイル。また、このようなファイルの共用を可能にするシステム。

* セキュリティ

安全。防犯。安全保障。コンピュータでは不正アクセスやデータの改ざんなどの問題を防ぐ対策をセキュリティ対策という。

* プライバシー

私生活上の秘密と名誉を第三者におかされない法的権利。

2 電子自治体の推進

主な施策（事業）

1 地域ネットワークインフラの整備

- ① ブロードバンド化の推進（全町的な高速ネットワークの構築に向けた方法の検討<民間事業者との共同や広域連携含む>と整備）
- ② 地上波テレビ放送のデジタル化とあわせ難視聴対策の検討
- ③ 携帯電話通信エリアの拡充
- ④ 防災無線の充実
- ⑤ 地域高度情報化計画の策定と推進

2 電子自治体の推進

- ① 行政業務のICT（情報通信技術）化の推進（LGWAN*と庁内LAN*の接続運用、インターネットと庁内LANの接続、住民サービス業務の電子化<北海道のHARP構想*への参加含む>、地域公共ネットワークの構築）と体制整備
- ② 行政内部の管理業務（文書管理、各種資料データベース*化、GISの多面的活用等）の電子化
- ③ セキュリティ*対策とプライバシー*保護の強化
- ④ 情報教育・情報学習の推進

5. 防災

現況と課題

● 町の歴史は、度重なる水害や地震、昭和24年の大火など災害との闘いでもありました。水害については、先人の入植以来、台風や集中豪雨による厚真川やその支流の氾濫に見舞われ続け、開拓期には尊い人命が奪われることもありました。最近では、平成16年夏の2度にわたる台風で田畑や山林、建物などが大きな被害を受けています。

また、地震については、昭和27年、昭和43年、

平成15年の十勝沖地震や昭和57年の浦河沖地震など、その被害は甚大なものがありました。

● 町は水害のないまちづくりをめざし、河川改修やダム建設などの促進に努めるとともに、災害対策基本法に基づく「厚真町地域防災計画」を策定し、防災組織や災害予防対策、災害発生時の応急対策、災害復旧対策、防災訓練、防災知識の普及と防災意識の向上などに取り組んできました。

また、平成8年に近隣1市6町と「災害時広域相互応援に関する協定」、平成9年には北海道との間に「北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を結んでいます。

●避難場所一覧

施設名	所在地	施設管理者	対象人口(人)
旧幌内小学校グラウンド	字幌内607番地1	厚真町	421
旧檜山小中学校グラウンド	字富里45番地1	厚真町	
かしわ公園	字本郷234番地1	厚真町	1,145
厚真高等学校グラウンド	字本郷234番地の3	厚真町	
町営野球場	字本郷283番地の1	厚真町	
厚真中央小学校グラウンド	新町92番地の1	厚真町	1,754
厚真中学校グラウンド	新町464番地	厚真町	
京町公園	京町151番地	厚真町	
表町公園	表町135番地3	厚真町	
新町公園	新町127番地4	厚真町	
新町運動広場	新町116番地の2	厚真町	
100年記念公園	字豊沢536番地2	厚真町	286
ルーラルつどいの森公園	字豊沢1209番地	厚真町	
厚南中学校グラウンド	字富野75番地の2	厚真町	1,238
上厚真近隣公園	字上厚真18番地1	厚真町	
上厚真パークゴルフ場	字上厚真72番地5	厚真町	
浜厚真野原公園	字浜厚真301番地1	厚真町	
軽舞小学校グラウンド	字軽舞205番地2	厚真町	536
大沼フィッシングパーク	字鹿沼330番地	厚真町	
旧鹿沼小学校グラウンド	字鹿沼203番地	厚真町	

注：平成17年4月1日現在

資料：厚真町総合防災計画

● 一方、平成7年の阪神淡路大震災や平成16年の中越地震など近年発生した大地震を教訓とした地震

に対する備えや、樽前山の噴火活動への対応も必要となっています。

- 災害への対応は、治山治水対策などの災害予防対策を講じておくことのみならず、私たち一人ひとりが防災についての知識を習得し備えを怠らないことが重要です。

町民アンケートでは、防災に関して得たい情報と

して「避難場所や避難ルート」「災害発生の伝達方法」「災害時に提供される情報の内容」「災害時の体制」などが上位にあげられており、日頃から防災に関する十分な情報提供をしておく必要があります。

●避難所一覧

施設名	管理責任者	施設規模 (㎡)	収容可能人員 (人)	対象人口	
幌内マナビィハウス	館長	223	40	174	
高齢者自立支援センター「ならやま」	館長	168	50	109	
高丘生活会館	館長	83	25	79	
吉野生活会館	館長	87	25	59	
桜丘生活会館	館長	88	25	75	
朝日マナビィハウス	館長	115	30	175	
幌里生活会館	館長	88	25	105	
本郷マナビィハウス	館長	162	45	1,857	
スポーツセンター	社会教育課長	2,034	600		
あつまスタードーム1階・2階	社会教育課長	3,717・541	1,120・160		
こぶしの湯あつま1階・2階	支配人	174・243	50・70		
厚真中央小学校体育館・教室	校長	1,250・4,055	370・1,200		
厚真高等学校体育館・教室	校長	1,473・2,705	440・810		
総合福祉センター1階・2階	センター長	1,467・738	440・220		
厚真中学校体育館・教室	校長	955・2,732	289・820		
美里生活会館	館長	162	45		153
上野生活会館	館長	141	40		128
豊川生活会館	館長	136	40		116
豊沢マナビィハウス	館長	128	35		286
ルーラルマナビィハウス	館長	115	35		
東和生活会館	館長	113	30	127	
宇隆生活会館	館長	113	30	163	
富野生活会館	館長	116	35	1,238	
富野小学校体育館・教室	校長	549・778	160・230		
共栄生活会館	館長	104	30		
厚南会館1階・2階	館長	913・480	270・140		
上厚真小学校体育館・教室	校長	959・2,458	290・740		
厚南中学校体育館・教室	校長	965・2,446	290・740		
上厚真第5区生活会館	館長	29	8		
鯉沼生活会館	館長	88	25		
厚和生活館	館長	98	25		
共和生活会館	館長	93	25		
浜厚真生活会館	館長	83	25		
軽舞小学校体育館・教室	校長	619・1,166	180・350	344	
軽舞生活会館	館長	131	35		
豊丘マナビィハウス	館長	115	30	192	
鹿沼マナビィハウス	館長	130	35		
旧鹿沼小学校体育館・教室	学校管理課長	274・515	80・150		

注:平成17年4月1日現在

資料:厚真町総合防災計画

目 標

1 防災体制の強化

施策の方向

- 1 災害危険区域の解消に向けた対策等の促進
- 2 防災情報提供体制の充実
- 3 防災意識の向上と自主防災活動の促進

主な施策（事業）

- 1 災害危険区域の解消に向けた対策等の促進
 - ① 広域連携の強化
 - ② 森林の区分による森林整備と保全の促進（山地災害等防止機能が重視される森林の保安林指定と適切な管理、治山施設の設置、複層林施業の推進など）
 - ③ 治山・治水・砂防事業の促進
 - ④ 厚幌ダムの建設促進
 - ⑤ 水防施設の近代化
 - ⑥ 海岸保全と防災対策の促進
 - ⑦ 都市計画公園等緑のオープンスペースの確保と有効活用
- 2 防災情報提供体制の充実
 - ① 災害弱者対策の充実
 - ② 防災情報提供活動の充実（防災知識、避難体制・避難場所・避難ルート等）
 - ③ 情報通信基盤の整備（ブロードバンド、テレビの難視聴対策、携帯電話通信エリアの拡充）
 - ④ 防災無線の充実
- 3 防災意識の向上と自主防災活動の促進
 - ① 防災訓練の充実
 - ② 自主防災組織の育成強化と自主活動の促進
 - ③ 防災ボランティア*の育成
 - ④ 災害弱者対策の充実

- ⑤ 防災情報提供活動の充実（防災知識、避難体制・避難場所・避難ルート等）

6. 消防・救急

現況と課題

- 胆振東部消防組合厚真支署の消防力の現況は、平成18年1月1日現在で職員25人、消防車両等17台、救急車両1台となっています。また、消防用無線局は基地及び固定局8か所、移動局17か所、携帯局24か所となっています。

消防団は2分団あり、団員は87人で、うち女性消防団員は10人となっています。
- 過去10年（平成7～16年）の火災発生件数は平均で4.1件ですが、平成16年は5件となり、前年に比べると建物火災が3件、車両火災が1件増えています。幸い人命には関わりませんでした。罹災者数は2人となりました。
- 防火査察などの活動は、防火対象物をはじめ危険物施設や一般家庭、高齢者の一人暮らし世帯の査察などを行い、防火訓練や講習会、広報などの活動を通して防火意識の向上と防火知識の普及に努めています。
- 常備消防は職員の適正配置と資質の向上に努め、消防車両や資機材を計画的に配置していますが、火災や災害の状態が複雑化・多様化する傾向にあり、今後一層、職員の資質や技術、意識の向上と消防力基準にそった施設・資機材の更新、充実をはかる必要があります。

また、消防職員とともに防火・防災活動を担っている非常備消防は、訓練活動の充実に努めていますが、団員不足が生じつつあることから今後とも団員の確保に努めていく必要があります。
- 火災は発生を防止することが一番です。そのためには日常の継続的、計画的な広報啓発活動による防火への知識と関心を高める必要があります。

*防災ボランティア

地震などの災害発生時に避難誘導・情報収集や応急救護などを自発的に行うボランティアの人々。

また、高齢化や過疎化が進む地区にあつては、安全に安心して生活できるよう自主的な防火活動などが望まれることから、自治会や関係分野が連携し地域で支えあう仕組みづくりを進める必要があります。

さらに、平成19年12月以降、新規の無線周波はすべてデジタル化される予定のため、通信システムの検討を進める必要があります。

- 消防水利は、平成18年1月1日現在で消火栓が72基、防火水槽が42基ありますが、設置が必要な地区については今後、設置していく必要があります。
- 救急・救助は、救急救命士を3人配置し、高規格救急車の導入や救急機材の配備を進めています。また、救急・救助隊員全員が消防学校での教育訓練を受け資質・技術の向上に努めているとともに、町民に対しては年4回救急講習会を開き、応急措置や救急知識の普及に努めています。

今後は、町民への救急知識や応急措置の方法の定着化を進めるとともに、救助技術の向上と救助に係る車両・資機材の充実をはかる必要があります。

目 標

1 消防・救急体制の拡充

施策の方向

- 1 消防体制の充実
- 2 救急体制の拡充
- 3 防火・救急知識の普及定着化と意識の向上

主な施策（事業）

- 1 消防体制の充実
 - ① 消防力基準にそつた消防施設の計画的更新と資機材の充実
 - ② 消防水利の充実（防火水槽の整備、水槽付消防ポンプ自動車等）

- ③ 消防職員の資質・技術の向上
- ④ 通信システムの整備と充実
- ⑤ 消防団員の確保と訓練・研修活動の充実

2 救急体制の拡充

- ① 救急救命士、救急・救助隊員の資質・技術の向上
- ② 救急・救助資機材の計画的更新と充実（高規格救急車・救助工作車等）

3 防火・救急知識の普及定着化と意識の向上

- ① 防火講習会・救急講習会の充実
- ② 火災予防・防火査察活動の充実
- ③ 防火・救急・防災に係る広報啓発活動の充実
- ④ 防災訓練（防火訓練）
- ⑤ 自主防災組織の育成強化と自主活動への支援
- ⑥ 山火事防止の啓発活動の推進

7. 交通安全

現況と課題

- 町の道路交通環境は、日高方面と苫小牧市を結ぶ国道235号や高規格幹線道路日高自動車道、日高方面と札幌圏を結ぶ道道などがあり通過交通量の増加が予想されます。また、近隣市町までの距離が長く公共交通機関が少ないため、自動車での移動や輸送が主となり、平成16年度末現在で自動車保有台数が5,232台、平成17年12月末現在で運転免許証保有者数が3,262人と、いずれもほぼ横ばいの傾向にあります。年々高齢者ドライバーの割合は増加しています。
- 重大な交通事故の発生場所は主に国道と道道で、スピードの出し過ぎによるもの、わき見運転や安全不確認などの不注意によるもの、一時不停止による出会い頭の事故などが多くなっています。
- 交通安全対策を考えるにあつての町の特徴をみると、①基幹産業が農業で、トラックと乗用車など

基本計画

を数台所有している農家が多い、②冬の降雪量が少ないが寒冷なため路面凍結が起りやすく運転に技術を要する、③交通量の多い広域幹線道路が町域の東西、南北を走る、などをあげることができます。

- このような道路交通環境を念頭に、現在町では、第8次になる「厚真町交通安全計画」（交通安全対策基本法に基づく計画。北海道交通安全計画に準拠。計画期間は平成18～22年度を予定）を作成中ですが、人命尊重の理念の下、基本的には①歩行者、自

転車利用者、子どもや高齢者等の安全通行の確保、②運転者の運転技術の向上と交通ルール・マナーの向上、③交通安全施設等の整備を目標に交通安全対策を進めていく考えです。

- 交通事故の原因の多くは人の過失によります。このため交通安全教育を一層充実するとともに、関係機関・団体・事業所などと連携しながら交通安全運動の活発化をはかり、あわせて交通安全施設や安全な道路の整備促進などに努める必要があります。

●車種別自動車保有台数

単位：台、人

年度	項目 総数	貨物用 総数	乗合用 総数	乗用 総数	特殊用途用 総数	小型 二輪車	軽自動車	乗用車1台 当たり人口
平成12年度	5,050	1,107	44	2,493	158	48	1,200	0.5
平成13年度	5,109	1,092	51	2,477	164	45	1,280	0.5
平成14年度	5,171	1,106	38	2,459	167	44	1,357	0.5
平成15年度	5,206	1,105	46	2,477	169	37	1,402	0.5
平成16年度	5,232	1,102	56	2,420	168	37	1,449	0.5

注1：各年度3月31日現在

注2：乗用車一台当たり人口は住民基本台帳を基に算出

資料：北海道自動車統計

目 標

1 安全な交通環境の実現

施策の方向

- 1 交通安全教育の充実
- 2 自主的な交通安全運動の活発化
- 3 道路交通安全環境の整備促進

主な施策（事業）

- 1 交通安全教育の充実
 - ① 保育園、小中学校、高校での交通安全教育の推進
 - ② 事業所での交通安全思想・ルール・マナーの普及活動の促進
 - ③ 高齢者への交通安全教育の推進

- ④ 自治会と連携した交通安全教育の推進
- ⑤ 自転車やバイク利用者への交通安全教育の推進
- ⑥ 関係機関と連携し冬期の運転技術向上に係る講習等の実施
- ⑦ 関係機関と連携しペーパードライバー、高齢者ドライバー、初心者ドライバーの運転講習等の実施検討

2 自主的な交通安全運動の活発化

- ① 保育園、小中学校、高校の保護者会やPTAの自主的な交通安全活動の促進
- ② 自治会、高齢者団体、事業所の自主的な交通安全活動の促進
- ③ 交通安全組織の主体的な交通安全活動の促進
- ④ 交通安全に係る広報啓発活動の充実
- ⑤ 交通災害共済への加入促進

3 道路交通安全環境の整備促進

- ① 交通危険か所への信号機や横断歩道等の設置促進
- ② 道路への歩道、路側帯、道路照明、道路標識、防護柵、落石防止柵等の施設整備促進
- ③ 道路改良と凍結路面対策の促進
- ④ 除排雪の充実などによる冬道の安全確保
- ⑤ 自転車利用環境の整備促進
- ⑥ 道路使用の適正化等の推進

8. 地域安全活動

現況と課題

- 町は、昭和63年9月28日に「防犯の町」を宣言し、防災無線を利用した防犯知識などの情報提供を行っています。また、各関係機関や団体は、犯罪のない明るい町をめざして、駐在所だよりや地域安全ニュースの発行、防犯ステッカーの配布、防犯看板の設置などの自主的な防犯活動を行い防犯意識の向上をはかっています。

最近では、振り込み詐欺や住宅リフォーム詐欺、カード犯罪、インターネット犯罪など知的犯罪が横行していることから、防犯知識、消費生活の知識などに関する情報提供を強化する必要があります。

- 青少年の健全育成については、青少年の防犯関係事業への参加促進や“子ほめ運動”の展開、駆け込み避難所「ひなんの家」の設置とのぼり掲揚、“子ども110番”など関係機関・団体等と連携した活動を行っています。

- 近年は、全国的に子どもが当事者になる事件や女性や高齢者等が犯罪に巻き込まれる事件、いじめ、虐待、自殺などが増加し大きな社会問題となっています。

町がこのような状況にならないよう、地域社会の共助の気風を高めていく必要があります。

これからの地域安全活動は、町民だれもが地域福祉の観点をもちながら、自ら守り自ら参加するとの

心構えをもつことが望まれます。

目 標

- 1 安全に生活できる地域社会づくり

施策の方向

- 1 防犯知識の普及と防犯意識の向上
- 2 安全な地域社会をつくる仕組みづくり

主な施策（事業）

1 防犯知識の普及と防犯意識の向上

- ① 多様な媒体を用いた防犯・消費生活知識や防犯・消費生活情報の提供
- ② 関係機関・団体、生涯学習分野、社会福祉分野と連携した防犯・消費生活学習の推進
- ③ 「ひなんの家」と「子ども110番」の周知徹底

2 安全な地域社会をつくる仕組みづくり

- ① 防犯協会や各地区自警団、自警団連合会、青少年健全育成、社会福祉等関係団体の自主活動の促進
- ② 次世代育成支援事業の推進（家庭教育、青少年健全育成、虐待予防、いじめ予防、ひきこもり予防、母子・思春期保健事業等）
- ③ 高齢者福祉事業の推進（虐待予防、ひきこもり予防事業等）
- ④ 関係機関・団体等、関係分野と連携した消費生活に関わる事業の推進
- ⑤ 街路灯・防犯灯の整備促進
- ⑥ 廃屋対策の推進

9. 上下水道

現況と課題

- 簡易水道の厚真地区については、簡易水道拡張事業による給水人口の増加や住宅設備の近代化に伴う水使用形態の多様化、公共下水道と浄化槽による水洗化の普及、給水区域の拡大などから水需要が増加し、現在の水源では不足が予想されるため、厚幌ダムの早期完成が待たれます。

上厚真地区についても浄化槽設置の増加や船舶に対する給水などで水需要が増加しています。また、主水源である軽舞川の水質悪化や、浅井戸については水質は安定しているものの取水量が減少していることから、将来にわたる安全で安定的な水量確保が必要です。

- 公共下水道は平成19年度に整備を完了する予定です。しかし、公共下水道と浄化槽による生活排水処理率が平成16年度末で40.9%と道内町村平均の71.6%より低い状況にあり、公共下水道整備区域外の地区の浄化槽整備の促進が課題となっています。

また、効率的な下水道経営のため、処理区域内の水洗化率100%をめざすとともに、節水などによる各家庭・事業所等からの汚水排出量の低減などに努め、施設管理や汚水処理費用を削減していく必要があります。

目 標

- 1 安全で安定した水道水の供給体制の確立
- 2 生活排水処理普及率の向上

施策の方向

- 1 水道水の安定供給体制の確立
- 2 水道事業の効率的な経営
- 3 公共下水道の効率的な経営

4 浄化槽整備の促進

主な施策（事業）

1 水道水の安定供給体制の確立

- ① 厚真地区・上厚真地区簡易水道の統合化の推進
- ② 厚幌ダム水源と地下水水源による安定供給体制の確立
- ③ 原水の水質に応じた浄水処理の高度化
- ④ 取水施設や浄水施設、配水管等の整備・拡充
- ⑤ 施設や配水管の耐震化

2 水道事業の効率的な経営

- ① 施設等の効率的な整備・拡充と維持管理の推進

3 公共下水道の効率的な経営

- ① 公共下水道処理区域内の水洗化率の向上
- ② 各家庭・事業所等からの汚水排出量の低減
- ③ 効率的な施設維持管理の推進

4 浄化槽整備の促進

- ① 公共事業による浄化槽整備の促進（浄化槽市町村整備推進事業の導入）
- ② 浄化槽の適正な維持管理体制の確立

10. 住 宅

現況と課題

- 住宅の取得や改善は基本的に自助努力で実現することですが、これからは少子・高齢化や障がい者の自立支援、環境との共生などに配慮した住まいと住まい方を追究していくことが求められます。

少子化への対応としては、子育てしやすく子どもが健康でのびのびと成長できるような居住環境が生まれ、高齢化への対応としては、住み慣れた地域で安全に安心して生活できることを基本に、虚弱な高

高齢者や支援・介護が必要な高齢者等の住宅の改善、一人暮らしや高齢者世帯で住宅維持が困難になった時の対策などが必要です。

- 住宅は町を構成する最小の単位であり、住宅施策は町の特性を踏まえたまちづくり施策としてもとらえる必要があります。

これからは住宅を長期にわたって活用できる**社会ストック***としてとらえ、バリアフリー住宅や**シックハウス***対策など健康に配慮した住宅、北方型住宅など、住む人が自由に選択できる仕組み（循環型住宅市場）が求められます。

したがって、民間の住宅も公営住宅などの公的な住宅も、良質な社会ストックとの観点でとらえ、定住化を促進する住まい・住まい方を確立する必要があります。

目 標

1 安全に安心して生活できる住まいの実現

施策の方向

- 1 少子高齢化等に対応した住まいづくり
- 2 居住水準の向上と良質な住宅ストックの蓄積
- 3 地域活性化に寄与する住まいづくり

主な施策（事業）

- 1 少子高齢化等に対応した住まいづくり
 - ① 子育て家庭・高齢者に配慮した住まい・住まい方に関する情報の提供
 - ② 高齢者住宅の改善対策の推進
 - ③ 子育て家庭・高齢者に対する住宅・宅地に関する空家・空地情報の提供
- 2 居住水準の向上と良質な住宅ストックの蓄積
 - ① 老朽狭小な公営住宅の高齢者・障がい者に配慮し

た公営住宅への建替推進

- ② 既設公営住宅の個別改善による効率的な活用
- ③ 住宅の建設から維持に関する情報の提供
- ④ 既設単身者住宅の効率的な活用とニーズに応じた整備の検討
- ⑤ がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

3 地域活性化に寄与する住まいづくり

- ① 地域に開かれた公営住宅整備の推進
- ② 街なか居住の推進
- ③ 地域活性化に寄与する宅地分譲の検討
- ④ 中古住宅・遊休地等の空家・空地に関する情報のデータベース化の推進

11. 公園・緑地

現況と課題

- 公園・緑地は、都市公園として街区公園が7か所、近隣公園が2か所、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園がそれぞれ1か所の計13か所あり、都市緑地は2か所、都市計画墓園として厚真中央霊園があります。

また、苫小牧東部地域の外縁に位置し良好な自然環境をもつ樹林地、湖沼群は緩衝緑地として保全されており、厚真川の提外地は「水辺の楽校」など自然とのふれあいに配慮した整備が行われています。

- 町の都市公園面積は、都市計画区域人口一人当たり、市街化区域人口一人当たりともに近隣市町を大きく上回っていますが、全体的な公園利用は少ない状況にあります。

今後は、恵まれた自然環境や豊かな田園風景と共生し町民に親しまれる公園活用の検討を行うとともに、文化・スポーツ・レクリエーションなどを通じた多様な都市交流や防災などの機能をあわせもち、町の活性化に寄与する公園づくりを進める必要があ

*社会ストック

鉄道、道路、港湾、空港、通信施設、公園、学校、住宅等のさまざまな社会基盤施設のこと。人的資源、自然資源、社会制度など広く含まれる。

*シックハウス

住宅の新築や改装工事後、住宅建材から室内に発生する揮発性化学物質やダニアレルゲンが原因で、体調不良または健康障害を引き起こすことがあるが、未だその定義は明確ではない。主な症状としては頭痛、喉の痛み、目の痛み、鼻炎、嘔吐、呼吸器障がい、めまい、皮膚炎などがあげられるが、病気としてのメカニズムや治療法は解明されていない。

ります。

また、町民や事業所等の主体的な参加による公園づくりについても検討を進めます。

目 標

1 町民の心地よい生活と町の活性化に寄与する公園・緑地づくり

施策の方向

1 恵まれた自然と豊かな田園を生かした公園・緑地づくり

2 多様な機能を発揮できる公園・緑地づくり

3 協働型公園・緑地の整備と維持・運営

主な施策（事業）

1 恵まれた自然と豊かな田園を生かした公園・緑地づくり

- ① 町民が自然にふれあえる場としての公園の維持管理
- ② 公園と河川を連結した親水性の向上
- ③ 河川敷の有効活用
- ④ 河川や湖沼、海浜の生態系の保全
- ⑤ 自然の生態系に配慮した素材と工法による公園整備の促進

2 多様な機能を発揮できる公園・緑地づくり

- ① 体力づくりやスポーツを楽しめる公園・緑地づくり
- ② 田園体験と文化活動機能が充実し都市交流の場となる公園・緑地づくり
- ③ 親森性・親水性が高く健康と癒しに寄与する公園・緑地づくり
- ④ 公園・緑地のオープンスペースの確保による防災機能の向上

- ⑤ 都市と農村との交流やグリーン・ツーリズム推進のための活用検討

3 協働型公園・緑地の整備と維持・運営

- ① 街なかコミュニティや町民の憩いの場として利用者の視点に立った公園・緑地の機能の向上（協働型公園づくり）
- ② 公園・緑地の管理と運営の仕組みづくり（協働型公園管理システム）
- ③ 町民等の参加による風景資源の把握と保護・有効活用の推進
- ④ 臨海地区の交流機能の充実
- ⑤ 風景づくり人材の育成（フラワーマスター、緑化や自然保護、地域の文化等に関わる人材）

12. 定住促進

現況と課題

- 「グリーンライフ」とは、農山村で自然を慈しみながら土を耕し花や木を育て、伝統的文化や農山村の生活・産業の文化や技術を享受し（あるいはそれらを基に創造し）、助けあいながらゆつくり自立して暮らしていこうという“暮らしのかたち”をいいます。

昨年4月からは、農業高校はもとより普通科や総合学科の高校を含む全国の約200校で「グリーンライフ」という新しい科目がスタートしました。自然の中で大地に根ざして生きる術を学ぶ高校生は6,000人を超えます。

- 町は、恵まれた自然と豊かな田園のなかで多くの人々が充実した人生を過ごしてもらうため宅地分譲や土地区画整理事業、下水道整備、公園・緑地の整備、環境保全、企業誘致、産業起こしなどを進めてきました。

国家的プロジェクトである苫小牧東部地域の一角をなし、物流の拠点の苫小牧港東港をもち、北海道

の空の玄関新千歳空港や札幌圏に近接している町は地理的条件に恵まれ、工業都市としての発展の可能性をもっています。同時に基幹産業の農業は安全な食の生産と食文化の創出を目標の一つとして着実な歩みを進めています。

そこで、今後は“21世紀の暮らしのかたち”「グリーンライフ」を“大いなる田園の町”の暮らし方と位置づけ、定住を促進したいと考えます。

- 定住促進に向けては、住環境の向上はもとより新しい時代の社会基盤である地域情報化を進めます。また、環境保全や景観づくり、都市交流やグリーン・ツーリズムの推進などによるまちのイメージアップを町民や事業所などの参加と協働で総合的に進めていくことが必要です。

目 標

1 グリーンライフによる定住の促進

施策の方向

- 1 多様な“協働のかたち”づくり
- 2 地域資源の有効利用
- 3 定住促進の基盤づくり

主な施策（事業）

- 1 多様な“協働のかたち”づくり
 - ① 町内で活動する団体・グループ、異業種等の交流の促進とネットワーク化
 - ② 新規就農への支援

- ③ ワーキングホリデー*やインターンシップ*の受け入れ検討
- ④ グリーンライフを希望する人々への情報の受発信や受け入れに関わる体制の整備

2 地域資源の有効活用

- ① 地域資源を活用した起業家の育成と起業化支援（産業クラスター*形成含む）
- ② 生涯学習や産業分野等と連携した人材の育成
- ③ ふるさと会*や都市交流等を通じた人材・情報ネットワークづくり
- ④ 森林、河川や湖沼、海浜の生態系の保全
- ⑤ 公共施設周辺の林地や社寺林等の保護
- ⑥ 町民等の参加による景観づくり阻害要因の改善・除去活動の推進（空き地や建物・土地・河川・道路等の境界の草刈りや不使用機材・建物整理ルールの検討、廃屋対策等）
- ⑦ 町民等の参画による地域資源の把握と保護・有効活用の推進
- ⑧ 風景づくり人材の育成（フラワーマスター、緑化や自然保護、地域の文化等に関わる人材）

3 定住促進の基盤づくり

- ① 案内表示（サイン）等の整備
- ② 情報通信基盤の整備（ブロードバンド化、難視聴対策、携帯電話通信エリアの拡充）
- ③ 防災無線の充実
- ④ 除排雪体制の充実
- ⑤ 福祉循環バスの活用
- ⑥ 恵まれた自然と田園の中でのゆとりとうるおいある生活を支援する住宅地の創出
- ⑦ 宅地分譲の推進

*ワーキングホリデー

青少年が海外旅行中、訪問国で労働することを認める制度。昭和55年に日本とオーストラリアとの間で始まり、のちにニュージーランド・カナダとの間でも実施。

*インターンシップ

就職にあたって学生が、業務内容の把握と適正の見極めのため見習い生や研修生として体験入社する制度。就職観の形成とともに雇用のミスマッチによる早期離職・転職防止の効果が期待されている。

*産業クラスター

クラスターとは群や房の意味。産業クラスターは、取引、技術、情報、資金、人材の面で連結した産業群のこと。北海道産業クラスター創造事業は平成8年に道内経済4団体によって「北海道産業クラスター創造研究会」設立に始まる。第6期北海道総合開発計画の主要施策として「北海道産業クラスター創造プロジェクトの支援」があげられた。平成12年2月に北海道産学協働センター「コラボほっかいどう」竣工（工事が完成）。現在までに29の地域推進組織が結成されている。

*ふるさと会

都市部に生活する人々が自分の出身地の人々とともに親睦や交流を深めるために結成する団体。東京〇〇会、大阪〇〇会、札幌〇〇会などの名称がつけられる。

第2章 豊かな力のふるさとづくり

第1節 働く喜びと豊かさをつくる

1. 農業

現況と課題

- 町は、農業を基幹産業としてまちづくりを進め、農業振興にあたっては水田農業を基軸としてきました。水稲の作付面積は、生産調整による転作面積の増加で5年前の平成12年と比べると390ha減少しています。反面、水田農業経営確立対策や産地づくり対策による転作面積のうち小麦の作付面積が増加しています。

畜産は、乳用牛は農家数、頭数とも減少していますが、肉用牛は農家数は横ばいで頭数が大きく伸びています。肉豚は農家数は減っていますが頭数は増加しています。

農業粗生産額は耕種では特に稲作経営が低下しており、おおむね安定した状況となっています。農家の生産農業所得は耕地10a当たり、農業専従者1人当たりとも増加傾向にあります。

- 戦後の農業は開田奨励による食糧増産に始まりました。しかし、その後の食生活の変化によって米余り問題が生じ、生産調整による転作が実施されました。また、国際化に伴うWTO（世界貿易機関）農業交渉やFTA（自由貿易協定）交渉が進み、関税率の引き下げなどによる市場開放で安価な輸入品が増加し、国産品は価格の低迷や産地間競争の激化などから厳しい実情にあり、グローバル化の進展を視野に入れた対応が重要となっています。

このため、認定農業者などの担い手経営の安定化をはかる必要があり、アグリビジネスなど経営の多

角化にも挑戦していく必要もあります。

- また、環境への配慮による、農薬取締法の改正により農薬使用に大きな規制がかかるとともに、リサイクルや省エネルギーなど循環型社会の形成が求められています。

さらに、BSEや鳥インフルエンザの発生、輸入野菜の残留農薬問題、産地や食品の偽装表示などの問題から食の安全志向が強まり、健康志向と相まって有機農産物や機能性食品等の需要が増加しています。今後とも、食の安全性をはじめライフスタイルの変化等を反映した食の外部化・サービス化など、食料消費の多様化が進んでいますので、生産から流通・販売の過程で、消費者ニーズに対応した商品づくりと販売戦略が必要となります。

したがって、安全・安心な食料の安定生産と値ごろ感のある価格による供給を望む消費者の意向を踏まえながら、農業が「生命産業」であることの自信と誇りに立脚して、農業生産に臨むことが重要になり、あわせて農業・農村がもつ自然環境の保全、保健や休養、教育、文化（人間が生きるためのもの）といった多面的な機能を増進させ、多くの人々に提供していく取り組みが必要です。

- 農業・農村は生産の場であると同時に人間性回復や創造・創作、交流の場であり、農業者だけでなく農的な暮らし（グリーンライフ）を望む人々の暮らしの場であることがクローズアップされてきました。今後は農業・農村がもつさまざまな資源や魅力、機能に着目し、都市との交流や田園での教育の推進、グリーン・ツーリズム、起業化、情報ネットワークの整備などに取り組む必要もあります。
- 一方私たちの国は、少子・高齢化とともに人口の減少が始まりました。このことは、社会・経済に大きな影響を与え、これまでとはまったく異なる社会・

経済構造をつくっていかねばならない局面を迎えています。

町の農業も現在の農業経営者の平均年齢が58歳ですが、10年後には60歳以上になり農業従事者の高齢化、後継者不足が見込まれます。また、高齢農業者のリタイアに伴う農地の賃貸借や売買などが増えると予測されるとともに、将来展望が描けないことなどから新規の投資を控える傾向もあり、優良農地の遊休化が懸念されます。

そのため、今後とも担い手の育成・確保や農地流動化の促進、農用地利用改善団体の育成や農作業受託組織の育成など、農業経営支援のシステム化を進めていく必要があります。

- 農畜産物の生産性向上については、多収で品質の良い品種や新たな生産技術の普及・推進とともに、農業基本技術の励行を再認識し単位当たりの生産性向上に努める必要があります。

農業生産基盤の整備については、「厚真町農業農村整備事業計画」で全体で2,709haの整備をめざ

しており、平成16年度末までに約620haが完了、順次各地区の調整をはかりながら整備を進め全地区で事業を実施する計画です。今後も継続して水田ほ場整備など土地基盤の計画的整備を進め、効率的な生産環境にしていくことが重要です。

また、依然、エゾシカによる農作物被害が多発しており、被害防止対策を進めることはもとより、エゾシカ保護管理計画の適正運用による個体管理・駆除などを含め総合的な被害防止対策を講じることが急務となっています。

- 平成17年3月、食料・農業・農村基本法の行動計画となる新たな基本計画が定められ、食料自給率の向上と品目横断的政策の導入などによる農業構造改革をめざすこととなりました。町は、この計画の方向を見据えながらこれまでの農業振興計画の基本的方針を継承しつつ、町の農業者と農業関係機関の中期的な共通指針として「第5次厚真町農業振興計画」を策定し、「食」と「農」の未来を拓く”取り組みを進めることとしています。

● 農業経営者の平均年齢の状況

	町平均	北部	中央部	南部	南東部
現在	57.7	56.6	59.7	57.9	56.0
5年後	60.1	58.8	62.9	60.7	59.5
10年後	64.9	63.1	67.8	65.3	62.5

注：平成17年8月現在

資料：第5次厚真町農業振興計画

※地域区分

①北部地域：幌内、富里、高丘、吉野、東和

②中央部地域：桜丘、朝日、本郷、幌里、幌里開拓、厚真、宇隆、新町、美里

③南部地域：上野、豊川、共栄、富野、上厚真、共和、厚和、浜厚真

④南東部地域：豊沢、軽舞、豊丘、鯉沼、鹿沼（上鹿沼、下鹿沼、白鷺）

※各集落の農家後継者の状況等により、65歳で経営移譲することを前提として平均年齢を算出

基本計画

● 1戸当たりの農用地面積の状況

	厚真町	胆振管内	北海道
昭和60年	6.5	7.5	10.8
平成 2年	7.6	8.7	12.7
平成 7年	8.2	9.7	14.8
平成12年	8.7	10.6	17.0
平成15年	10.0	12.1	17.6

注：各年2月1日現在

資料：第5次厚真町農業振興計画（農業センサス、農林水産省耕地面積調査より算出）

● 認定農業者数と平均作付面積の状況

単位：戸、ha

	認定農業者 実数	認定平均 作付面積	町平均 作付面積
平成 7年	6	14.1	7.2
平成 8年	14	17.1	7.4
平成 9年	23	17.7	7.6
平成10年	25	17.4	7.7
平成11年	28	18.5	7.9
平成12年	39	20.5	8.0
平成13年	43	20.6	8.1
平成14年	50	20.8	8.2
平成15年	68	18.7	8.3
平成16年	174	17.3	9.2
平成17年	182	17.6	9.9

注：各年3月31日現在

資料：町農業経営実態調査

● 生産農業所得の状況

区分 年次	農業粗生産額			生産農業 所得 (百万円)	生産農業 所得率 (%)	農家1戸当たり 生産農業所得		耕地10a当たり 生産農業所得		農業専従者1人当たり 生産農業所得	
	総額 (百万円)	耕種 (百万円)	畜産 (百万円)			町 (千円)	北海道 (千円)	町 (千円)	北海道 (千円)	町 (千円)	北海道 (千円)
平成 6年	7,044	5,049	1,995	3,136	44.5	4,026	5,464	53	39	2,390	2,812
平成 7年	6,269	4,338	1,931	2,795	44.6	3,926	5,563	48	38	2,484	3,151
平成 8年	5,903	3,867	2,036	2,580	43.7	2,624	4,973	44	33	2,293	2,797
平成 9年	5,678	3,883	1,795	2,391	42.1	3,358	4,998	41	33	2,125	2,818
平成10年	6,373	3,670	2,703	2,379	37.3	3,341	5,501	40	35	2,115	3,108
平成11年	6,916	4,305	2,611	2,662	38.5	3,739	5,341	46	33	2,366	3,024
平成12年	6,470	3,540	2,930	2,630	40.6	3,931	5,642	45	33	2,662	3,053
平成13年	5,750	2,650	3,100	2,520	43.8	3,759	5,891	43	34	2,546	3,177
平成14年	6,160	2,960	3,200	2,790	45.3	4,163	6,208	48	36	2,819	3,389
平成15年	5,580	2,330	3,250	2,670	48.0	3,987	6,633	46	38	2,699	3,627
平成16年	6,663	3,463	3,200	3,000	45.0	4,478		52		3,030	

注：各年2月1日現在

資料：北海道農林水産統計年報、農業振興課調

● 生産調整実績（転作等目標面積を含む）

単位：戸、ha、%

項目 年度	推進 地区数	農事 組合数	転作実施 農家数	水田本地 面積	転作等 目標面積	転作等実施面積						達成率	水稻面積
						総数	助成水田	実績算入	かい廃	特別定着	他用途米		
平成13年度	2	29	575	3,564	1,743	1,825	1,694	26	45	-	60	104.7	1,805
平成14年度	2	29	533	3,528	1,796	1,871	1,737	26	80	-	28	104.2	1,756
平成15年度	2	29	526	3,505	1,894	1,916	1,790	28	98	-	-	101.2	1,710
平成16年度	2	29	477	3,499	—	1,746	1,746	-	-	-	-	-	1,738

注1：各年度3月31日現在

資料：農業振興課調

注2：平成16年度より転作等目標面積の定義なし

●転作等実施面積の内訳

単位：ha

項目 年度	総数	麦類	豆類	野菜類	そば	飼料	てん菜	他用途米	地力増進 作物	実績算入	かい廃	調整水田	その他
平成13年度	1,825	207	547	68	8	609	54	60	184	26	45	3	14
平成14年度	1,871	323	564	58	-	612	57	28	106	26	80	2	15
平成15年度	1,916	375	531	46	3	628	76	-	114	28	98	2	15
平成16年度	1,746	301	426	51	4	540	127	-	283	-	-	1	13

注：各年度3月31日現在

資料：農業振興課調

目 標

1 暮らしといのちを守る「食」と「農」の未来を拓く

施策の方向

- 1 創造力・経営能力・意欲のある担い手による農業経営の確保
- 2 環境と共生し安全・安心・良質な農畜産物の供給体制の確立
- 3 農地の利用調整促進と総合的な経営支援システムの形成
- 4 農業生産基盤の整備促進
- 5 グリーンライフの実現

主な施策（事業）

- 1 創造力・経営能力・意欲のある担い手による農業経営の確保
 - ① 認定農業者や農業生産法人などの積極的な育成

(地域農業の担い手・リーダーの育成、法人化の推進、経営管理能力の向上や多角化の推進など)

- ② 農業経営の体質強化と安定化（品目横断的な経営安定対策への対応、農業金融対策、経営の複合化、**アグリビジネス***の研究による経営多角化など）
- ③ 多様な担い手の確保（就農の動機づけ、研修教育体制の整備、学校教育や農業体験学習を通じた農業・農村への理解の促進、定年帰農者や新規就農者の受け入れ体制づくり、北海道担い手育成センターとの連携による認定就農者制度の活用など）
- ④ 女性や高齢者等の能力の発揮（直売・加工研究などの活動展開、女性農業者の経営参画・社会参画の推進、高齢者や兼業農家などの技能や知識・経験の活用）

2 環境と共生し安全・安心・良質な農畜産物の供給体制の確立

- ① 「食」の安全・安心の確保に向けた仕組みづくり（クリーン農業技術の普及、**エコファーマー***や**北のクリーン農産物表示制度***＜YES！clean表示制度＞の普及と登録生産集団育成、**トレーサビリティ***

*アグリビジネス

農業生産を基本に加工や販売、産地直売、農家レストランなどのサービスを組み合わせた農業関連産業活動。消費者との信頼関係の構築や経営の多角化による農家所得の向上、農村における就業機会の確保など、農業・農村の活性化につながることが期待されている。

*エコファーマー

平成11年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて認定された農業者。都道府県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料・農薬低減技術を組み合わせて農業生産を行う農業者。認定されると農業改良資金を借り入れた場合、通常10年の償還期間が12年に延長され、貸付金の最高額が増額されるなどの特例措置を受けられる。

*北のクリーン農産物表示制度

北海道で生産された農産物を対象に、農作物ごとに定められた化学肥料や農薬の使用量の上限、他の農産物との分別収穫・保管・出荷、生産集団の構成員による栽培履歴の記載など、一定の基準をクリアして生産・出荷される農産物に「YES!cleanマーク」を表示する制度。あわせて栽培履歴情報を消費者に知らせる制度。

*トレーサビリティ・システム

生産履歴。トレース（なぞる、跡をたどる）とアビリティ（可能）を組み合わせた言葉で、跡をたどり、さかのぼって調べることができるという意味をもつ。スーパーなどに並んでいる食品が、「いつ」「どこで」「どのように」生産・流通されたかということを消費者がいつでも把握できる仕組みをいう。

システム*の整備、北海道と連携した**遺伝子組換え作物（GM作物）***への対応など

- ② 地域に愛される「食」と「農」の推進
- ③ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による地産地消システムづくり
- ④ 食育・食農教育の推進
- ⑤ 稲作農業の体質強化（売れる米づくり、用途別生産による多様な米づくりの推進、クリーン農業の推進と基本技術の励行など）
- ⑥ 輪作体系の確立（畑作物の計画的作付け、優良種苗の確保、地力維持増進、クリーン農業の推進と基本技術の励行など）
- ⑦ 収益性の高いそ菜園芸の振興（クリーン農業の推進と基本技術の励行、生産者・流通業者・消費者の情報交流の活発化、生産条件に適した品目・品種・作型の導入など）
- ⑧ 酪農・畜産の体質強化（土づくり・草づくりによる自給粗飼料生産性向上、家畜飼養管理技術の向上、畜舎環境・機械器具の点検励行、家畜防疫対策の徹底など）
- ⑨ 有害鳥獣による農作物被害の軽減（エゾシカ対策、アライグマ対策）
- ⑩ クリーン農畜産物の生産環境改善（土壌診断・分析の充実強化、土づくり、農薬や化学肥料の低減化、未然防止に重点をおいた防疫体制の強化、環境に配慮した生産資材の活用促進など）
- ⑪ 副産物・廃棄物の適正処理とリサイクル利用（家畜ふん尿、農業用廃プラスチックの適正処理とリサイクル利用）
- ⑫ 地域産業、関係団体との連携による地場産物販売・交流・情報等機能施設検討

3 農地の利用調整促進と総合的な経営支援システムの形成

- ① 地域合意による農地の利用調整（農用地利用改善団体の設立と地域内農地の利用調整の促進、農地銀行活動の充実強化と農用地利用改善団体との連携強

化、優良農地の遊休化や将来懸念される引き受け手のない農地対策の検討など）

- ② 農地保有合理化事業の活用
- ③ 経営支援システムの形成（農作業受託組織等の育成、農業機械銀行機能の充実強化、労働力斡旋調整機能の整備、耕畜連携による有機質資源リサイクルシステムの推進など）
- ④ 農業関係機関による経営支援システムの充実強化（JA、農業委員会、農業共済組合、土地改良区、農業改良普及センター、町農業振興協議会それぞれがもつ機能の充実強化）

4 農業生産基盤の整備促進

- ① 土地基盤整備の促進（経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業等による水田ほ場整備の促進、国営勇払東部地区農業用水再編対策事業の促進、国営造成施設管理体制整備事業の促進、国営・道営ほ場整備事業対象外ほ場の整備支援、自己施工による低コストなほ場管理の徹底、公共牧場の草地整備など）

5 グリーンライフの実現

- ① 都市交流やグリーン・ツーリズム推進による交流産業の創出（グリーン・ツアーや市民農園等による都市交流の推進、アグリビジネス研究、人材育成、起業化支援、教育農場の創出検討など）
- ② 快適で住みよい生活の場づくり（町道や農道の計画整備、農家住宅の水洗化）
- ③ 農村コミュニティの形成に向けた集落プランづくり
- ④ 農村における女性・高齢者参加の推進
- ⑤ 多面的機能を発揮する農村環境づくり（条件不利地域の農業生産活動や環境改善への支援、生産環境の美化、植樹や花いっぱい活動の促進、集会所周辺の環境整備、農家看板の設置や大型不要物撤去などの農村景観づくり、景観形成作物の栽培促進など）
- ⑥ 案内表示（サイン）等の整備

* 遺伝子組換え作物（GM作物）

Genetically Modified Organisms。遺伝子組換え技術によって微生物などから外来遺伝子を導入し、除草剤耐性、害虫抵抗性などの性質を付与した作物。日本で食用品として輸入や栽培が認められているものにはダイズ（除草剤耐性、害虫抵抗性）、ナタネ（除草剤耐性）、トウモロコシ（除草剤耐性）などがある。

2. 林業

現況と課題

- 町の森林は町民の生活に密着した里山*から、林業生産が積極的に実施されるべき人工林帯、広葉樹が林立する天然林帯までさまざまな林分構成になっています。町では「厚真町森林整備計画」に基づき森林の多面的な機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備と保全を総合的に行うこととしていますが、森林がもつ機能は過去から現在、そして未来へと引き継いでいかなければならない人類共通の財産であることから、大切に守り育てていくことが求められます。
- 人工林帯は、カラマツを中心とした造林が行われ齢級構成も幅広く、伐期を迎える林分も多く存在することから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を行うとともに、環境にやさしい素材である木材の有効活用という観点から安定供給をはかるための計画的な伐採を進めることが重要です。
- 天然林帯はナラを主にした広葉樹になっています。町では農家の副業としてシイタケ栽培が盛んですが、品質の良い原木栽培を継続するため、このナラ類を

利用した原木の安定供給が望まれます。

- 一方、町の森林は地形上、沢が細かく入り込み、土砂の流出や崩壊のおそれがあり、下流域には農地があることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が必要となっています。
- 里山については、人々の健康志向、自然志向の高まりや森林の環境保全に対する役割を重視するなど、森林がもつ公益的機能への意識や関心が高まっていることから、その保全に努める必要があります。
- 施業については、小規模所有林が多いことから、所有者、地域、森林組合、町などがともに推進体制を整備するとともに地区の森林愛護組合の協力を得ながら小流域単位で施業していくことが望まれます。
また、小規模であることや林業を取り巻く環境の厳しさ、労働力などの問題から所有者個人で施業し良質材を生産し経営をしていくことは困難なため、合理的な林業経営を進める必要があります。
さらに、林業従事者の養成・確保や機械化、作業路網整備などについて計画的に進めていく必要があります。
- 町有林については、伐期が到来したため、林種転換と合わせ計画的更新に努める必要があります。

●用途別素材生産量

単位：m³

区分 年度	総数	製材用 (一般)	チップ パルプ	その他	杭丸太
平成11年度	16,818	9,309	6,238	1,271	333
平成12年度	24,578	10,492	10,524	3,562	1,492
平成13年度	13,374	5,228	5,993	2,153	345
平成14年度	18,915	8,318	7,910	2,351	336
平成15年度	20,137	10,112	7,394	2,497	134

注：各年度3月31日現在

資料：胆振支庁調、道有林管理センター調、林業統計、商工経済課調

●特用林産物生産状況

区分 年度	生しいたけ (kg)	木炭 (kg)
平成11年度	106,014	518,300
平成12年度	105,857	487,900
平成13年度	109,039	458,900
平成14年度	95,072	404,900
平成15年度	88,578	367,400
平成16年度	77,200	402,200

注：各年度3月31日現在

資料：北海道特用林産物統計調

*里山

集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた人々の生活と関わりが深い森林。

目 標

1 森林がもつ多面的な機能を重視した森林の整備と保全

施策の方向

- 1 森林の区分による整備と保全の促進
- 2 住民参加による森林の整備と保全の促進

主な施策（事業）

- 1 森林の区分による整備と保全の促進
 - ① 水源かん養機能、山地災害防止機能を発揮する水土保全林の整備と保全の促進
 - ② 木材生産機能を発揮する資源の循環利用林の整備と保全の促進（木材需要に応じた樹種、径級材を生育させるための造林・保育・間伐、施業の機械化）
 - ③ 森林施業の共同化の促進（施業実施協定の締結促進、所有者・森林愛護組合・森林組合・町の連携強化）
 - ④ 林業従事者の養成と確保（林業後継者など林家の育成、**グリーン・パートナー***制度導入の検討）
 - ⑤ 作業路網の整備促進（広域基幹林道の整備促進、作業路の整備推進）
 - ⑥ 林産物の利用促進（間伐材の有効利用と加工技術等の導入）
 - ⑦ 特用林産物の振興（シイタケ生産の振興）
 - ⑧ 森林の生態系の保全と親森性の向上
 - ⑨ 町有林の林種転換と合わせた計画的更新
 - ⑩ 町有林の計画的更新による雇用の場の確保と林業の活性化

2 住民参加による森林の整備と保全の促進

- ① 関係分野と連携し健康づくりや休養に関わる活動等の森林利用の促進
- ② 学校での森林の保護や自然との共生に関わる教育

の充実

- ③ 環境・森林に関わる情報提供の充実
- ④ 地区・職域・団体・学校等での緑化運動の促進

3. 漁 業

現況と課題

- 漁業は、ホタテ増殖漁場の確保やサケやシシャモ、サクラマス、ホタテ、マツカワの種苗放流、毛がに、ウニ、ナマコの試験操業による資源管理など、魚介類の増養殖事業を確立することで経営の安定化をめざしてきました。サケ定置網漁業についても、漁業権の短期免許取得で継続していく必要があります。資源管理型漁業の推進にあたっては、これまでの取り組みを継続しながら海域環境の保全を一層強化するとともに、漁家や関係機関・団体等との連携を強めていくことが望まれます。
- また、漁獲物の有利販売のために、海水滅菌給水装置と蓄養水槽を設置しましたが、今後は蓄養水槽の有効活用による活魚販売などに取り組んでいく必要があります。
- 一方、依然、後継者不足、組合員不足の状態にあることから漁業者の移入など担い手の確保に努める必要があります。

目 標

1 資源管理型漁業の推進

施策の方向

- 1 海域環境の保全と増養殖事業等の振興
- 2 海をテーマとした交流事業等の推進

*グリーン・パートナー（林業分野の）

森林を利用した施設で行われる自然観察会や森林浴などに参加する人々に森林や林業について解説したり、実際に伐木する場面や木を削ってアート（芸術）を作る場面を見せることで、参加した人々に自然や林業について深く関心を持ってもらおうとする人。林業ボランティアなどをさす場合もある。

主な施策（事業）

1 海域環境の保全と増養殖事業等の振興

- ① 海域環境の保全対策の推進（ヒトデ類の駆除、流入土砂対策、海底耕耘・清掃、海浜レクリエーションとの調和など）
- ② 海岸保全と防災対策の促進
- ③ 増殖漁場の確保
- ④ 種苗放流・資源管理事業の実施
- ⑤ 漁業権の継続取得
- ⑥ 漁獲物の有利販売対策の推進
- ⑦ 担い手確保対策の推進

2 海をテーマとした交流事業等の推進

- ① 海をテーマとした環境学習・産業学習の検討
- ② イベントや交流事業の促進
- ③ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による **地産地消*** システムづくり

4. 工業

現況と課題

- 工業振興に対する町民意向では、「特産品研究開発」をトップに「企業誘致のための情報収集とPR活動」「快適な居住環境の整備」などで、農畜産物などの地域資源を活かした特産品づくりなど地場産業起こしが望まれています。
- 町は苫小牧東部地域、千歳・苫小牧地方拠点都市地域に属し、国等の開発整備・振興の方向を踏まえながら企業誘致を中心に取り組みを進めてきました。企業誘致については、恵まれた自然環境を生かした **オーダーメイド***方式のメリットと立地条件をPRしながら企業訪問などの取り組みを進め、立地企業に対しては町独自の優遇措置を設けています。
しかし、グローバル化による経済構造の変化や経

済不況の長期化などから誘致活動は困難な実情にあります。

- 一方、苫小牧港東港中央埠頭では、西港で急増している国際コンテナ等に対応するため多目的国際ターミナルを整備中で、平成18年度中には水深14mの岸壁が供用開始となる予定です。今後東港はフェリーターミナル、国際的な物流の拠点として発展していくことが予想されますので、町でも動向を把握しながら企業誘致の方策等を検討する必要があります。

苫小牧港リサイクルポート（静脈物流拠点）の推進については、苫小牧港リサイクルポート懇話会で港の後背地にリサイクル施設を集積させ再生資源物を海上輸送する拠点づくりを検討していますが、新たな物流システムを見出すまでには至っていません。

- 苫小牧東部地域開発については、平成9年に策定された段階計画が平成17年度で終了することから国では新たな段階計画を策定中です。
- 工業振興は企業誘致のみならず地域資源を活かした地場産業を育成する方向をもあわせて取り組んでいく必要があります。そのためには他の地域産業との連携や小規模でも多様な地域資源を活かした起業グループを育成し、つないでいく努力が必要です。

また、今日的な基盤としては工業団地の整備はもとより地域のイメージアップをはかるための情報通信基盤の整備が欠かせません。

今後は、これらの取り組みを強化し定住促進や地域産業全体の活性化につながる工業振興策を講じていく必要があります。

目 標

1 地域資源を活かした工業の振興

* 地産地消

地元でとれた生産物を地元で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

* オーダーメイド

注文されてから作ることや作られたもの。使い方としてオーダーメイド家具、オーダーメイドジュエリー、オーダーメイドスーツなどがある。注文者のオリジナルなもの、使用目的や体型にあったものなどを作れることがメリットとなっている。

施策の方向

- 1 立地条件を活かした企業誘致の推進
- 2 地域資源を活かした地場産業の創出

主な施策（事業）

1 立地条件を活かした企業誘致の推進

- ① 企業誘致活動の充実強化（人的資源のネットワークづくり、PR媒体の充実、広域連携の推進、企業誘致条例の検討・整理）
- ② 苫小牧東部地域開発の促進
- ③ 既存事業所の経営安定化と建設業の多角経営化の促進
- ④ ふるさと会や都市交流等を通じた人材・情報ネットワークづくり
- ⑤ 情報通信基盤の整備（ブロードバンド化、携帯電話通信エリアの拡充）
- ⑥ 宅地分譲の推進

2 地域資源を活かした地場産業の創出

- ① 産学官連携の推進
- ② 地域資源を活用した起業家の育成と起業化支援
- ③ アグリビジネスの研究
- ④ 都市交流やグリーン・ツーリズム推進による交流産業の創出
- ⑤ 異業種交流の推進

5. 商 業

現況と課題

- 商店街は厚真中央土地区画整理事業にあわせて公営住宅の建設や宅地分譲地造成、表町公園の整備、街並み整備などが行われ新しく生まれ変わりました。商店街でも美化活動やイベントなどを開催し商店街を訪れてもらえるよう努力していますが、町民の生

活行動圏が広がりニーズも多様化したことなどから、購買力は苫小牧市を主に札幌圏へも流出している傾向が続いています。

また、平成14年の商業統計調査の小売商業力をみると、流出入額は約24億円の流出超となりました。潜在購買力が約45億円ですからその半数余りが他の地域へ流出したことになります。

- 町民アンケートの結果をみると、買い物や喫茶・食事、地場産物の購入などについて不満度が高く、特に喫茶・食事については全町優先整備・優先対策の3位にあげられています。

また、商業振興対策としては核となる店舗や地場産物の販売などをあげ、「地場産物」が一つのキーワードになっているようです。

- 町は商工会と連携し、既存制度とは別に町単独で利用しやすい融資制度の創設や経営感覚を養う機会の確保、愛町購買運動を進めるなどの支援を行っています。

近年、自動車の普及や生活スタイル、生活志向の変化が進み、買い物行動も1か所ですべて済ませる（ワンストップ型*）スタイルが主流になりました。加えて商業空間は、ストリート型から1空間完結型に変化したため、鑑賞、学習、体験、スポーツ、憩い、食事など買い物＋多様なサービスを受けるタイプが好まれるようになり、地方の従来型の商店街では対応しにくい状況になっています。

- しかし、商業・サービス業は地域の活気やイメージに不可欠な存在であり、地域には地域の風土にあった商業・サービスが必要です。

高齢化、過疎化が進んでいる現在、町のコミュニティの核になるのは商店街です。

町は商店街の自助努力を促しながら、研修や担い手育成、融資制度の普及、異業種交流、情報化、関連団体の自主活動支援、愛町購買運動、消費生活に関わる情報提供や学習機会の拡充など、商工会との連携を密にしながら側面からさまざまな支援を行っていくことが必要です。

*ワンストップ・サービス

ワンストップとは複数の用事を1か所で済ませることができること。

ワンストップ・サービスとは、1か所で業種や管轄の異なった複数のサービス利用や手続きが行えたり多様な商品・サービスが購入できるサービスのこと。

また、上厚真地区商店街については、関係者や関係団体、地域住民の参加を得ながら地区の居住環境

整備や地域開発の動向を踏まえた土地利用と整備等の方向を定めていく必要があります。

●小売商業力の状況

単位：人、万円

区分	平成3年			平成6年			平成9年		
	商店数	常時従業者数	年間商品販売額	商店数	常時従業者数	年間商品販売額	商店数	常時従業者数	年間商品販売額
総数	81	279	557,970	76	297	587,543	68	268	622,470
織物・衣服・身の回り品	11	28	26,343	11	26	25,442	10	24	22,017
飲食料品	30	97	199,408	26	101	200,077	27	100	200,545
自動車・自転車	3	6	9,170	2	-	-	1	-	-
家具・建具・じゅう器	5	14	18,360	3	11	15,134	2	-	-
その他	32	134	304,689	34	156	339,129	28	136	375,176

区分	平成11年			平成14年		
	商店数	常時従業者数	年間商品販売額	商店数	常時従業者数	年間商品販売額
総数	65	298	508,940	61	277	505,500
織物・衣服・身の回り品	6	14	10,081	7	17	16,000
飲食料品	26	148	183,805	26	132	133,200
自動車・自転車	1	-	-	-	-	-
家具・建具・じゅう器	2	-	-	3	8	11,300
その他	30	125	303,084	25	120	345,000

注：各年6月1日現在

資料：商業統計調査

目 標

1 顧客ニーズに即した商業・サービス業の振興

施策の方向

1 顧客サービス意識と経営感覚の向上

2 消費者意識の向上

3 地域産業との連携促進

主な施策（事業）

1 顧客サービス意識と経営感覚の向上

- ① 顧客対応の充実（接客・品質・価格・陳列・商品管理・駐停車場・アフターサービスなど）

② 消費者との交流事業の促進

- ③ 自主研修事業の促進（他地域商業・サービス業組織等、異業種、中小企業大学校等関係教育機関での研修など）

④ 商店街美化活動の促進（花いっぱい・植樹・清掃など）

⑤ 高齢化に対応した販売・サービス機能の強化

⑥ 情報機器類を活用した情報商店街づくり

⑦ 各種融資制度等の普及と有効活用促進

⑧ 商工会や商業・サービス業関連団体等の自主活動への支援

⑨ 上厚真地区振興に向けた商店街づくりの推進

⑩ 共同事業の促進（ポイントカード事業・イベント等）

⑪ エコ商店街の形成（レジ袋や過剰包装廃止運動の推進、事業活動に伴う廃棄物等の再資源化、省エネ

ルギーに配慮した店舗・設備、ごみ排出規制など)

2 消費者意識の向上

- ① 生涯学習と健康づくり、防犯、環境保全分野と連携した衣食住に関わる消費生活知識の普及と消費生活意識の向上
- ② 消費者モニター制度への協力
- ③ 消費生活相談体制の充実
- ④ **エコライフ***の実践 (買い物袋携行運動、テボジット運動、エコマーク・グリーンマーク・省エネルギー型商品等の利用、水・電気・石油類などの資源の節約、物の再使用・再資源化など)
- ⑤ 多様な媒体を用いた防犯・消費生活知識や防犯・消費生活情報の提供

3 地域産業との連携促進

- ① 地域産業、関係団体、関係分野との連携による地場産物販売・交流・情報等機能検討
- ② 都市交流やグリーン・ツーリズム推進による交流産業の創出
- ③ 異業種交流の推進
- ④ 地域通貨・コミュニティビジネスの創出
- ⑤ アグリビジネスの研究
- ⑥ 地域資源を活用した起業家の育成と起業化支援
- ⑦ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による地産地消システムづくり

6. レクリエーション・交流産業

現況と課題

- 町の観光・レクリエーションは自然や農業などの体験型とスポーツ活動が主流で、保養を兼ね宿泊機能をもつこぶしの湯あつまや国道235号沿道にある野原公園サッカー場、自然豊かな大沼フィッシングパーク、全天候型多目的スポーツ施設スタードームと周辺スポーツ施設などを中心に展開しています。

農業関連では、イモ掘り観光事業やいちご狩り、ハスカップ摘み、こぶしの湯あつままでの農産物加工体験などに取り組んでいます。

イベントは、あつま田舎まつりやあつま海浜 (はま) まつり、農業まつり、冬の花火大会、氷のランタン祭りのほか、あつま新鮮組による秋の特産まつりなど四季に応じて開催されています。

- 町の交流産業は、まだ発展途上の段階にあるため、保養・休養・体験・学習・交流・合宿等 (レクリエーション) にテーマをおいた取り組みを充実する方向で、町外の人々の出入りを多くする必要があります。
- したがって、基盤となる農林業の振興に他の地域産業が関わりつつ、多様な人材の育成と誘致 (定住あるいは移住、交流、グリーンライフ)、情報通信基盤の整備と情報発信、スポーツ交流、都市交流の推進を計画的・重点的に行う必要があります。

また、グリーン・ツーリズムはこれからのレクリエーション、観光トレンドの一つでもあり、さまざまな交流とそれに伴うサービスは地域資源活用型の産業起こし・文化創出が交流産業ともなりますので、関係分野、事業所、団体等がともに取り組むことが望まれます。

目 標

1 グリーン・ツーリズムと多様な交流の展開

施策の方向

- 1 交流推進体制の確立
- 2 交流推進基盤の整備
- 3 多様な交流の推進

主な施策 (事業)

- 1 交流推進体制の確立
- ① 生涯学習分野と連携した多彩な人材の発掘・育成

*エコライフ

生活していくうえで環境に与える悪影響を最小限に止め、環境に配慮して生活すること。

(起業化支援含む)

- ② 各種交流事業推進のための団体、組織の育成
- ③ 厚真C Iの創出
- ④ グリーン・ツーリズムに関わる学習体験機会の拡充
- ⑤ グリーン・ツーリズム展開に係る機構の整備
- ⑥ こぶしの湯あつまの交流・体験機能の充実
- ⑦ PR活動等の促進
- ⑧ 観光協会等関係団体等の自主活動の促進
- ⑨ グリーンライフを希望する人々への情報の受発信や受け入れに関わる体制の整備
- ⑩ 地域資源を活用した起業家の育成と起業化支援

2 交流推進基盤の整備

- ① 既存施設の機能充実（こぶしの湯あつま、市民農園、野原公園サッカー場、スタードーム等のスポーツ・文化施設など）
- ② 散策路や**ジョギング***ロード、サイクリングロードの整備促進
- ③ ダム湖等と湖沼周辺の環境保全
- ④ PR活動の強化
- ⑤ 郷土の文化や芸能・技能・慣習・生活の知恵等の収集整理と有効活用
- ⑥ 地域産業、関係団体、関係分野との連携による地

場産物販売・交流・情報等機能検討

- ⑦ 都市と農村との交流やグリーン・ツーリズム推進のための交流資源の発掘
- ⑧ 臨海地区の交流機能の充実
- ⑨ 情報通信基盤の整備（ブロードバンド化、携帯電話通信エリアの拡充）

3 多様な交流の推進

- ① 地区・団体間交流の推進
- ② 広域的スポーツ交流事業の推進
- ③ ふるさと会交流の推進
- ④ **ふるさと会員制度***、**特別町民制度***、**オーナー制度***等の導入検討
- ⑤ イベントの充実と交流の推進
- ⑥ 姉妹都市、国際交流の推進
- ⑦ 各種の研修や大会等の誘致
- ⑧ ふるさと会や都市交流等を通じた人材・情報ネットワークづくり
- ⑨ 市民農園、農作業体験などグリーン・ツーリズムの推進
- ⑩ 産学官の連携、異業種交流の推進
- ⑪ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による地産地消システムづくり

* ジョギング

ゆっくり走ること。趣味、気分転換、健康法として走ること。

* ふるさと会員制度

他の市町村や道外の人々に会員となってもらい、その地域の文化を知ってもらったり親睦を深め「第二のふるさと」として交流してもらおう制度。特に会員となった人にその地域の特産品を届ける取り組みが多い。

* 特別町民制度

その地域の出身者やゆかりのある人々に情報提供や交流を行う。地元の特産品を直送する場合もある。市町村によってはその地域出身者やゆかりのある人以外でも会員としている場合もある。

* オーナー制度

営農が困難になりつつある自然豊かな中山間地域などの農村の農地などについてオーナー（所有者）会員を募り、収穫作物の契約栽培や農作業体験などを行うこと。畑作、水稲だけでなく果樹や樹木のオーナー制度もある。

— 第3章 健やかな心のふるさとづくり —

第1節 地域福祉社会をつくる

1. 少子化対応

現況と課題

- 平成15年度、国の総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は14.1%で、統計を開始して以来最低となりました。反面、高齢人口（65歳以上）の割合は19.0%になり、急速に少子・高齢化が進んでいます。また、平成16年6月に国が発表した平成15年の**合計特殊出生率***は1.29人と、過去最低となりました。

町も同様の傾向にあり、昭和55年の国勢調査では町の総人口に占める年少人口の割合が22.1%だったのに対し平成12年では14.8%に減少し、高齢人口の割合は昭和55年が12.4%だったのに対し平成12年では26.1%と大きく増加しています。

合計特殊出生率は平成14年で1.99人で、全国平均より0.67人、北海道より0.77人上回っており、平成12年以降は横ばいで推移していますが、国の人口を維持するために必要な人口置換水準の2.08人には及ばない結果となっています。

- 少子化の進行などから、国の総人口は平成18年をピークに減少に転じるとされていましたが平成17年6月で人口が減少に転じ、私たちの国は人口減少社会に突入しました。

人口減少社会の中での少子化は社会・経済構造に大きな変革をもたらし、影響は多方面に及びます。そのため国は、少子化の流れを変えるため、平成

11年の「少子化対策推進基本方針」に基づく「新エンゼルプラン」を策定し、平成14年には男性を含めた働き方の見直しなど4つの柱をたて、重点的に少子化対策を推進するために「少子化対策プラスワン」を発表しました。

また、平成15年7月には一体的・総合的に少子化対策を進めるために、少子化対策の理念を定めた「**少子化社会対策基本法***」と、国と地方公共団体の少子化対策実施の責務や企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」（10年間の時限立法）を制定、あわせて児童福祉法の一部を改正するなど国をあげて少子化対策を進めることになりました。

- このようなことから町では子育てを町全体で支えることをまちづくりの重要な課題ととらえ、子育て家庭のニーズを把握しながら、子育て支援や母子等の健康づくりの推進、教育や子どもの生活環境、保護者の働く環境、地域の支援体制などを整え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育っていくことをめざす「あつまの子ども未来を育む“つくしんぼプラン”」（厚真町次世代育成支援行動計画）を作成し、平成17年度から取り組みを始めています。
- 少子化への対応は、この計画を柱に進めていますが、保育をはじめ家庭教育や食育、学校教育、放課後の子どもへの対応、地域での子どもの活動、防犯、交通安全、公園などの遊び場などの生活環境、虐待防止、次世代の親になる中高生への対応、子どもや母親の健康、小児医療、障がいのある子どもへの支援、子育てと仕事の両立支援など幅広く多様な施策を、すべての子どもとその家庭を対象に、それぞれの子どもの成長過程やおかれた環境に応じて総合的に行っていくことが求められます。

したがって、保健、医療、福祉、教育、生活環境、

* 合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数をさす。人口を維持するためには2.08が必要とされる。

* 少子化社会対策基本法

わが国における急速な少子化を踏まえ、長期的な視点に立って少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにした。国、地方公共団体、国民、事業者の責務が定められている。公布は平成15年7月30日。

地域安全、自治会などのまちづくり分野と関係機関・団体等、地域が連携し、町のすべての子どもたちの

健やかな成長を期して施策・事業を展開していく必要があります。

●合計特殊出生率の状況

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
国	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29
北海道	1.64	1.61	1.43	1.31	1.23	1.21	1.22	1.20	1.19
厚真町	-	-	-	1.66	1.99	1.99	1.99	-	-

注：各年10月1日現在

目 標

1 町のすべての子どもと子育て家庭を支援するまちづくりの推進

施策の方向

- 1 子育てをまち全体で支える体制づくり
- 2 安心して子育てができる環境づくり
- 3 母子の健康を守り健やかな子どもを育むまちづくり

主な施策（事業）

1 子育てをまち全体で支える体制づくり

- ① 地域での子育て支援（児童・老人交流施設設置の検討、保育料軽減、「つどいの広場」事業、**延長保育***、**一時保育***、**障がい児保育***、**低年齢児保育***、**放課後児童健全育成***、児童館運営、**地域子育て支援センター***機能充実と未設置地区への設置など）
- ② 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進（虐待防止ネットワークの活用＜**周産期***養育者支援保健・医療連携システムと連携＞、厚真町子どもを虐待から守る地域ネットワーク会議の活用、虐待の早期発見・早期対応、家庭児童相談、母子相談、

* 延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加などのため、午後6時を超えて保育所を必要とする児童の保育を支援するための保育事業のこと。対象児童はあらかじめ延長保育利用児童として登録する。

* 一時保育

パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を支援するための保育事業。保育所に入所していない児童を週3日以内で専用の保育室で保育する国の制度と、定員に空きのある保育所が受け入れる各自治体による制度がある。

* 障がい児保育

就学前の障がいのある子どもや乳幼児のための保育。障がいのある子どもだけの集団を対象とするものと、健常児と合わせた集団を対象とするものがある。

* 低年齢児保育

0～2歳児を対象とする保育。

* 放課後児童健全育成

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童福祉施設などの施設を利用して適切な遊びと生活の場を与えること。放課後児童クラブ、学童保育のことなどがある。

* 地域子育て支援センター

在宅している乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育てに関する心配ごとの相談等を直接あるいは専用電話で対応しているセンター。

* 周産期

妊娠22週以降から生後7日（出生当日を第1日とする）までの期間。

特別支援教育*、療育*教室など)

2 安心して子育てができる環境づくり

- ① 子育てを支援する生活環境整備と子どもの安全の確保 (良好な居住環境の確保、シックハウス、交通安全、公共施設のバリアフリー化、防犯灯整備等の安全や防犯等に係る対策と広報啓発など)
- ② 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (子育てセミナー、心の教室相談員の配置、特別支援教育、子ども会等地域活動など)
- ③ 職業生活と家庭生活の両立支援 (子どもショートステイ*、トワイライトステイ*の検討、通常・延長・障がい児保育、放課後児童健全育成など)

3 母子の健康を守り健やかな子どもを育むまじづくり

- ① 母子保健事業の推進 (周産期の保健医療、母子保健活動、乳幼児の健康相談・指導など)
- ② 母子栄養指導の推進 (乳幼児健診等や保育所などで保護者を対象に食に関する指導を実施など)
- ③ 安全な妊娠と出産を支える事業の推進 (妊産婦訪問指導、妊産婦健康診査、妊婦歯科健診、母親教室、両親学級)
- ④ 安心できる子育て環境をつくる事業の推進 (産婦訪問指導、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳幼

児健康診断、乳幼児健康相談、ブックスタート*実施、歯科検診・指導、虫歯のない子の表彰、1歳6か月・3歳児健診、予防接種、離乳食講習会、幼児食講習会、乳幼児医療費助成、ヘルス・サポーター*育成など)

- ⑤ 健康な心身を育むための「食育*」の推進 (食育教室開催、保育所での食に関する学習、子ども栄養教室、親子料理教室)

2. 高齢化対応

現況と課題

- 住民基本台帳での高齢者人口 (65歳以上) は平成17年9月末日現在で1,539人、総人口に対する割合は29.6%になっています。10年前の数値は人口が1,273人、率が20.9%だったので、いずれも増加しています。

高齢者世帯は平成17年9月末日現在で、高齢者だけの世帯が601、その内高齢者の一人暮らし世帯が242、また、家族に高齢者がいる世帯は447となっています。

高齢者介護については、平成17年8月末現在、要介護者の出現率は16.43%で全国平均 (16.73%)、全道平均 (16.81%) よりも若干下回っています。

* 特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

* 療育

医学的治療と教育その他の科学を動員して、障がいの早期発見、早期治療によりその障がいの治癒または軽減をはかる。

* 子どもショートステイ

子育て短期支援。子育て中の親が、病気・出産・出張などの止むを得ない理由で子どもの面倒をみられなくなった際に、養護施設などがその子どもを数日間だけ預かるサービス。

* トワイライトステイ

夜間養護。子育て中の親が仕事などの止むを得ない理由で帰宅が遅くなる際、夕方から夜間にかけて養護施設などがその子どもを預かる制度。市町村による福祉サービスの一つ。

* ブックスタート

乳児とその保護者が絵本を通じて心のふれあいを深めることを目的とする子育て支援運動。

* ヘルス・サポーター

日本食生活協会が全国食生活改善推進団体連絡協議会と連携し21世紀における国民健康づくり運動 (通称、健康日本21<2000~2010年>) に基づき、自分の身体レベルや生活スタイルに基づいた健康づくりを実践し、自分の目標を達成する人=ヘルスサポーターを3年間で100万人育てようと取り組んでいる。

* 食育

国民一人ひとりが生涯にわたって健全な食生活の実現、良き食文化の継承、健康の確保などをはかれるよう自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を身に付けること。「食育基本法」によって食育と食育を促進していくための取り組みが定められている。

要介護度の低い要介護者が約半数を占めており、重度化させないための介護予防の必要があります。また、特別養護老人ホームの入所者が参酌標準の約3倍となっています。

- 私たちの国の高齢者介護は、人口高齢化のはじまりといわれる1963年（昭和38年）に老人福祉法が制定され、70年代の老人医療費の無料化、80年代の老人保健法の改正、90年代の福祉8法の改正・ゴールドプランの制定など、急速な高齢化に対応しながら取り組まれてきました。

2000年（平成12年）4月からは介護保険制度が施行され、措置から契約への移行、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供などが行われるようになり、私たちの国の高齢者介護を大きく変えました。

制度の施行以来5年を経過し、この間介護サービスの利用者は在宅・施設あわせて約300万人と増加しました。しかし、急速に進行する高齢化によって介護財政は逼迫し、このままでは介護保険制度を維持できないという危機感が高まっています。

2007年問題といわれるように、2007年（平成19年）には700万人にもおよぶ戦後のベビーブーム世代（団塊の世代）の第一陣が定年退職となります。そして、団塊の世代がすべて高齢期に入る2015年（平成27年）には、これまでに経験したことのない超高齢社会が到来することになります。

このため、2015年（平成27年）の超高齢社会到来を見据えた取り組みを着実に進めていくことが不可欠となり、町では、今後の5年間をその第1ステージと位置づけた国の中長期的な展望を踏まえながら、超高齢社会に向けた明確なビジョンを示す新たな高齢者保健福祉計画を第3期介護保険事業計画と一体の計画として策定中です。

- 介護保険制度は2000年（平成12年）4月の施行

以来一貫して増加している要介護認定者（特に要支援・要介護1の軽度者）と依然として強い施設志向による介護給付費の増大などから、スタート時と比べると平成17年度は約2倍（約7兆円）に達する勢いとなっています。

介護給付費の増大は、保険料の上昇にもつながり、第1期（12～14年度）から第2期（15～17年度）当初にかけて約13%上昇し、第2期から第3期（18～20年度）に至っては約10%上昇すると予測されています。

さらに、これまでの制度運営を通じて、介護給付の所期の目的である「自立支援」につながっていない一面が顕在化していること、増え続ける**認知症***高齢者への体系的**ケア***が確立されていないなど、制度の見直しが迫られる諸々の課題が生じています。

- こうした状況の下、国は中長期的な視点から「持続可能な制度の確立」に向けた介護保険制度の見直しを進め、平成17年7月に改正介護保険法が成立し、戦後のベビーブーム世代が高齢期に達する2015年（平成27年）までに「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」を実現する取り組みが始まりました。

市町村には、第2期までの実績をさまざまな面から見直し点検し、制度改革の目標である「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」の実現に向け、それぞれの地域の状況に応じた介護保険制度の運営を行うことが求められ、町でも平成18年度から始まる第3期介護保険事業計画を策定中です。

- これまでは“健康な65歳”が高齢者保健福祉の目標でしたが、これからは“活動的な85歳”が目標となります。そのため、従来からの生活習慣病対策に加え、**ヘルスプロモーション***の視点も含めた高齢者の生活機能低下対策の強化、個人の生涯を通じた統一的・総合的な健康づくり体制の整備と老人保健事業の役割分担の明確化等が望まれます。

* 認知症

一度獲得した知能が、後天的な大脳の器質的障害のため進行的に低下する状態。

* ケア

世話、保護、介護、看護などの意味。

* ヘルスプロモーション

1986年（昭和61年）WHO（世界保健機関）が提唱した、健康支援に関する社会的戦略のこと。「人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス」と定義されている。具体的には「健康的な公共政策の確立」「健康を支援する環境づくり」「地域活動の強化」「個人技術の向上」「保健サービスの方向転換」の5つの活動をさす。

基本計画

また、介護保険については高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本とし、制度の「持続可能性」を高めつつ今後取り組んでいく新たな課題として、
①要介護認定者の増加（介護予防の推進）、②認知

症高齢者の顕在化（認知症ケアの推進）、③新たなサービスの動き（地域ケアの展開）が課題にあげられています。

●高齢者人口の状況

単位：人、%

	総人口	満65歳以上人口	構成比
平成10年	5,564	1,368	24.6
平成11年	5,544	1,401	25.3
平成12年	5,485	1,432	26.1
平成13年	5,380	1,449	26.9
平成14年	5,344	1,481	27.7
平成15年	5,290	1,506	28.5
平成16年	5,258	1,532	29.1
平成17年	5,191	1,539	29.6

注：各年9月30日現在

資料：住民基本台帳

●第1号被保険者数の状況

単位：人、%

	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
65～69歳	305	343	430	438
対総人口比	4.6	5.5	7.5	8.1
70～74歳	291	265	299	377
対総人口比	4.4	4.3	5.2	6.9
前期高齢者	596	608	729	815
対総人口比	9.0	9.8	12.7	15.0
75～79歳	202	232	223	257
対総人口比	3.1	3.8	3.9	4.7
80～84歳	104	150	169	184
対総人口比	1.6	2.4	2.9	3.4
85歳以上	56	72	128	162
対総人口比	0.8	1.2	2.2	3.0
後期高齢者	362	454	520	603
対総人口比	5.5	7.3	9.1	11.1
65歳以上人口	958	1,062	1,249	1,418

注：各年10月1日現在

資料：国勢調査

●第2号被保険者数の状況

単位：人、%

	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
40～44歳	462	441	463	385	341
対総人口比	6.8	6.7	7.5	6.7	6.3
45～49歳	551	451	435	429	384
対総人口比	8.1	6.8	7.0	7.5	7.1
50～54歳	547	530	455	408	435
対総人口比	8.0	8.0	7.4	7.1	8.0
55～59歳	404	535	511	428	385
対総人口比	5.9	8.1	8.3	7.5	7.1
60～64歳	349	360	467	461	399
対総人口比	5.1	5.5	7.6	8.0	7.3
40～64歳	2,313	2,317	2,331	2,111	1,944
対総人口比	33.9	35.1	37.7	36.8	35.7

注：各年10月1日現在

資料：国勢調査

●介護認定の状況

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
40～64歳	人	3	1	1	-	-	1
	%	0.17	0.06	0.06	-	-	0.06
前期高齢者	人	4	11	3	4	2	3
	%	0.52	1.42	0.39	0.52	0.26	0.39
後期高齢者	人	26	71	41	31	23	27
	%	3.46	9.44	4.45	4.12	3.06	3.59
総認定割合	%	1.01	2.54	1.38	1.07	0.77	0.95
総認定者割合 [高齢者数比]	%	1.96	5.37	2.88	2.29	1.64	1.96

注：平成18年1月31日現在

資料：保健福祉課調

目 標

1 活動的な85歳を育むための高齢者保健福祉対策の推進

施策の方向

- 1 生活習慣病予防・介護予防の連携
- 2 介護保険事業の推進
- 3 高齢者の積極的な社会参加の促進

主な施策（事業）

1 生活習慣病予防・介護予防の連携

- ① 生活習慣病予防に資する事業の推進（国保ヘルスアップ事業、健康手帳の有効活用、健康相談・健康教育の充実、健康診査、機能訓練、訪問指導等の充実）

- ② 介護予防に資する事業の推進（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症の予防、うつ*の予防、とじこもり*の予防）
- ③ 連続性・一貫性をもった保健・福祉・医療サービス提供体制の確立
- ④ 保健福祉推進委員活動の促進
- ⑤ 生涯学習分野等と連携した町民の自主的健康づくり・健康管理の促進
- ⑥ 健康づくり・健康管理・病気予防等に係る広報啓発活動の強化
- ⑦ 健康増進法による健康21計画の作成と推進

2 介護保険事業の推進

- ① 介護サービス基盤の整備（在宅サービスの充実と入所施設の整備等）
- ② 介護保険サービスの質的向上（質が高い居宅サービスの提供、QOL*を大切にした施設サービス、ケアマネージャー*の資質向上、利用者の苦情への

*（高齢者の）うつ

うつ病とは人間が本来持っている元気がなくなりそれに伴って意欲や行動力も低下する心の病のこと。高齢者は友人や仕事の喪失感、孤立、家族への精神的負担、身体が思うように動かないことからうつになることが多く、とじこもりがちになり、ついには自殺する人もいる。高齢者のうつを認知症と間違えて本当に認知症へと追い込んでしまうこともあり、また本人も気づかずうつ病になっていることもある。そこで家族や近隣の人が高齢者とよく接し病状をいち早く発見することが必要である。

*（高齢者の）とじこもり

生きがいなくなったり思うように動けなくなることで高齢者が家にとじこもりがちになること。日常生活に必要な動作訓練や趣味活動を行うよう支援し、一人ひとりが生きがいをもち自立した生活をおくれるようにする必要がある。

*QOL

Quality of life。生活の質。

*ケアマネージャー

介護支援専門員。平成12年4月に施行された「介護保険法」に基づく資格。要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者および施設との連絡調整をはかり、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有する者。

- 対応、**介護相談員***の検討、事業者の適正で節度ある運営の促進等)
- ③ 認知症への理解促進
 - ④ 総合的なサービス提供体制づくり（介護給付対象サービスのみならず、介護給付対象外サービスや近隣者・ボランティアによるサービスも含めた総合的なサービス提供体制づくり等）
 - ⑤ 地域支援事業の実施（**特定高齢者***に対する介護予防）
 - ⑥ 認知症高齢者へのケア（事業者、医療機関、福祉関係者の十分な連携による居宅サービス、施設サービスの推進等）
 - ⑦ **地域包括ケアシステム***の確立（**小規模多機能型居宅介護施設***整備、**地域包括支援センター***の設置と運営）

3 高齢者の積極的な社会参加の促進

- ① 生活自立支援事業の推進（路線バス利用者への助成、循環福祉バスの運行、緊急通報システムの設置、配食サービス、外出支援サービス、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、介護住宅改修補助、安否確認・見守り・助けあい体制づくり、**グループリビング***の推進）
- ② 家族介護支援（介護教室の開催、介護用品支給、家族介護者交流事業、家族介護者ヘルパー受講支援、家族介護者休養手当支給、介護タクシー利用料補助）

- ③ 権利擁護の推進（成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の普及）
- ④ 学習・交流・自主活動等への支援（高齢者大学、ふれあい交流会、老人クラブ活動、高齢者事業団運営支援、生涯学習分野と連携した異世代間交流事業、学校でのふるさと教育等に係る高齢者の活用促進等）

3. 地域福祉

1) 障がい者保健福祉

現況と課題

- 国は、「**国連・障害者の10年***」終了後の長期的な障がい者対策のあり方を明らかにするため、平成5年3月に「障害者対策に関する新長期計画」を策定しました。

同じ年の12月には心身障害者対策基本法の一部が改正され「障害者基本法」となりました。障害者基本法では、新たに精神障がいのある人が位置づけられるとともに、基本理念として、「障がい者はあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」が加えられました。

また国民に、広く障がい者の福祉についての理解と関心を深めるため、12月9日を「障害者の日」として定めるとともに、都道府県や市町村は障がい

*介護相談員

利用者から介護サービスに関する苦情や不満などを聴き、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けをする専門家。

*特定高齢者

介護保険法の改正で平成18年4月より開始されるサービス「新予防給付」の対象となる要支援・要介護状態となる危険性をもつ高齢者。

*地域包括ケアシステム

「2015年の高齢者」（高齢者介護研究会）によれば、介護医療や家族との関係など介護以外の問題にも対処しながら、介護サービスを中核としつつ、保健・福祉・医療の専門職相互の連携、さらにはボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域のさまざまな資源を統合した包括的なケアを提供する仕組み。

*小規模多機能型居宅介護施設

通う、泊まる、訪問する、住むことができる機能を持っており、要介護者がどんな状態になっても、同じ地域のなじみの人間関係の中でサービスを受けられる施設。

*地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とした中核拠点となるセンター。

*グループリビング

血縁関係のない少数の高齢者らが相互扶助をベースに、お互いの自由やプライバシーを尊重しながら家庭的な雰囲気の中で共同生活をおくること。

*国連・障害者の10年

第37回国連総会で1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの10年間を「国連・障害者の10年」とすることが宣言された。この宣言により各国で積極的な障がい者対策が取り組まれ障がい者問題に対する政府や一般国民の認識が高まった。

者施策に関する計画を策定するよう努めなければならないことなどが示されました。

国はその後、平成7年12月に「障害者対策に関する新長期計画」の具体化をはかるため「障害者プラン（ノーマライゼーション7カ年計画）」を策定し、平成12年6月には、少子・高齢化の進行、ノーマライゼーションの理念の浸透、核家族化、家庭や地域社会の機能の低下などから将来にわたって増大・多様化が見込まれる福祉需要に的確に応え、効率よくサービスを提供するため、社会福祉基礎構造改革として、社会福祉事業法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法など関連する8法を改正しました。

社会福祉基礎構造改革の全体像は、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した福祉サービスの利用限度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域福祉の充実、の3点で、介護保険制度の導入（平成12年度）、「障害者基本計画」の策定（平成14年度）、「**支援費制度***」の導入（平成15年度）などで、社会福祉制度の基本を、「措置制度」から「個人の自立支援」とし、自己決定によって福祉サービスを利用する制度へと転換しました。

- 平成16年6月に「障害者基本法」の一部が改正、施行され、同じ年の12月には厚生労働省が「グランドデザイン」案を発表、サービスの提供主体を市町村に一元化、共通の制度によるすべての障がいのある人に共通なサービスの提供、利用者負担の見直しなどを盛り込んだ障害者保健福祉の制度改革を進め、平成17年4月1日から「発達障害者支援法」を施行、同年10月31日には「**障害者自立支援法***」を定め、平成18年4月1日から先行実施する予定となっています。

「障害者自立支援法」の制定により、①障がい者保健福祉の総合化、②自立支援型システムへの転換、③制度の持続可能性の確保を改革の視点に、イ. 障がいのある人が地域で普通に暮らす、ロ. 障がいのある人のニーズや適性に応じた自立支援、ハ. 精神医療の効率的な提供、ニ. 市町村を中心とするサービス提供体制の確立と国、都道府県による支援、ホ. 効果的・効率的なサービス利用の推進、ヘ. 介護保険との関係の整理を基本方向とした対策がとられていくことになります。

- 障がい者に関わる保健福祉の制度改革と地方分権推進による事務権限の移譲から、3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に係る事業の事務や各種サービス等について市町村が主体となって行うこととなっており、今後は、障がいのある人の実態を把握しつつ、その意向や要望に対応したきめ細やかなサービスを総合的に提供するとともに、ノーマライゼーションの理念を浸透させながら、障がいのある人の自立に向けた支援を行う必要があります。

目 標

1 ノーマライゼーションの理念の浸透と障がい者の自立支援の推進

施策の方向

- 1 ノーマライゼーションの理念の浸透
- 2 安心して自立して生活できる体制の整備

* 支援費制度

平成15年度から始まった障害者福祉サービスの新たな利用制度。障がいのある人が事業者と対等な関係にあり、自らサービスとその提供者を選択し契約によってそのサービスを利用する。

* 障害者自立支援法

「障害者基本法」の基本的理念に基づき、これまで障がいの種類別に異なっていた福祉サービスや公費負担医療等を統一することで共通のサービスにより、障がいのある人が地域で自立した生活をおくることをめざす制度。「障害者福祉サービスの一元化」「障害のある人がもっと働ける社会の構築」「地域の限られた社会資源を活用できるよう規制の緩和」「サービスの支給手続きと基準の透明化、明確化」「サービス費用の利用者1割負担と国の費用負担の義務化」の5つを大きな柱としている。平成18年4月施行。

主な施策（事業）

1 ノーマライゼーションの理念の浸透

- ① 心のバリアフリーの促進（啓発活動の充実、**障害者週間***の普及等）
- ② 福祉教育の充実
- ③ 福祉学習の充実
- ④ 地域や各種事業を通じた交流の推進
- ⑤ 地域福祉活動の促進
- ⑥ 人材の養成と利用促進（手話通訳者・点訳者・朗読者の養成と利用促進）

2 安心で自立して生活できる体制の整備

- ① 住宅整備資金助成事業の普及
- ② 公共施設等のバリアフリー促進
- ③ 店舗・民間施設のバリアフリー促進
- ④ 外出手段の確保（交通機関利用等への支援、**ガイドヘルプ***等）
- ⑤ 災害時の通信連絡や避難体制の整備
- ⑥ 防犯対策の充実
- ⑦ 総合相談体制の確立
- ⑧ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- ⑨ 権利擁護の推進（**成年後見制度***、**地域福祉権利**

擁護事業*の普及)

- ⑩ 在宅サービス等の充実（ホームヘルプサービス、**デイサービス***、精神障がい者の地域生活支援、ショートステイの検討、**小規模作業所***の検討、補装具の給付・日常生活用具の給付と貸与の利用促進、医療費助成等）
- ⑪ 難病患者等への支援（相談対応、在宅福祉サービスの利用促進、医療費助成等）
- ⑫ 家族に対する支援
- ⑬ 施設サービスの利用支援
- ⑭ 生活安定のための支援（既存制度の利用促進）
- ⑮ 障がい者団体等の活動支援
- ⑯ 福祉ボランティア活動の活発化と**NPO***等サービス提供主体の育成等
- ⑰ 障がい者保健活動とリハビリテーション体制の充実
- ⑱ 療育・教育の充実（早期療育、発達支援センターの開設、特別支援教育、教育相談体制「親の会」の育成等）
- ⑲ 就職教育等の支援
- ⑳ 雇用と就労の促進
- ㉑ 通所施設の設立検討
- ㉒ 障がい福祉計画の作成

* 障害者週間

障害者の日（12月9日）を含む週間で、障害者基本法に規定されている。毎年12月3日から9日までが「障害者週間」である。障害者の日は障害者問題について国民の理解と認識を深め、障害のある人の福祉の増進をはかるため、昭和56年に政府の国際障害者年推進本部が定めた日で、国際連合が昭和50年（1975年）に「障害者の権利宣言」を採択した日である。

* ガイドヘルプ（ガイドヘルパー制度、ガイドヘルプサービス）

視覚障がいのある人や全身性障がいのある人の外出時における付添い介助を専門とするヘルパーを派遣する制度。

* 成年後見制度

認知症のある高齢者や、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り支援する制度。各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人等が選任される。

* 地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でないために介護保険制度を含めた福祉サービス等を適切に利用できない人に対して、本人との契約により福祉サービスの利用援助（代行・代理・情報提供）や日常的な金銭管理などについて継続的に支援する事業。

* デイサービス

デイサービスセンターなどへの通所により、入浴と食事の世話、機能訓練を行うことをいい、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減をはかることを目的とする。

* 小規模作業所

一般の企業では働くことが困難な在宅の障がいのある人の働く場として、地域の中で生まれ、運営されている小規模の作業所。共同作業所や福祉作業所などの名称でも呼ばれている。

* NPO

Non Profit Organization。NPOとはこの頭文字をとったもの。民間非営利組織。平成10年12月に特定非営利活動促進法（通称NPO法）が施行。所管庁（都道府県知事）が法人格の認証を与える。保健・医療・福祉の増進、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興等12分野における市民の自発的非営利活動団体。

2) 地域福祉

現況と課題

- 今日の私たちの国は、先例をみないスピードで少子・高齢社会を迎え、国全体の人口も自然減に転じました。また、都市型社会の中で核家族化や価値観の多様化が進み、人生観や家族観、労働観、地域社会に対する考え方がずいぶん変わってきました。さらに、高齢者の一人暮らし世帯やひとり親家庭の増加、家庭の密室化・孤立化を背景にした児童や高齢者、障がい者に対する虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、高齢者や障がい者など弱い立場の人々を対象とした詐欺などの犯罪の多発、自殺者の増加などが大きな社会問題となっています。
- 幸い私たちの町では、まだこのようなことが顕在化した状況とはなっていませんが、高齢者や高齢世帯、ひとり親家庭、障がい者が増加傾向にあり、同時に社会経済情勢の変化や世界規模の社会経済システムの変化、環境問題などから町民の将来に対する不安が増し、子育て、教育、就労、病気、事故、老後への備えとなるとますます不安がつのるという状況になっています。ことに病気や障がいのある人、その家族にとっては将来は一層不安なものになっています。
- 町の母子（父子）世帯は、この7年間で倍増しており、母子世帯に対する児童扶養手当支給額も2.4倍となっています。母子（父子）については、低所得者に配慮した町独自の「ひとり親家庭医療給付事業」を中心に支援を行っています。
- 一方、勤労者については、週休2日制など労働環境の改善をめざした啓発や次世代育成支援、高齢者介護等に係る休業制度などの周知と利用促進、男女雇用機会均等など男女共同参画の促進、障がい者の就業機会の確保などについて、啓発や情報提供等の取り組みを強化する必要があります。
また、季節労働など雇用形態として不安定な勤労

者について、実態を把握しながら安定就労に向けた取り組みを進めることが望まれます。

- 総じてこれからは、行政の保健、医療、福祉、生涯学習、労政等の施策の一体的推進と、町民、団体、事業所等の活動がネットワークされ一体化して安心して暮らせる地域福祉の気風と仕組みをつくっていく必要があります。

目 標

- 1 だれでもどんな時でも安心して暮らせる地域社会づくり

施策の方向

- 1 あたたかな見守りと支えあいの気風を育む
- 2 安心して生活できる仕組みの確立
- 3 地域福祉ネットワークの形成

主な施策（事業）

- 1 あたたかな見守りと支えあいの気風を育む
 - ① 家庭・地域・学校・職場での福祉学習の促進
 - ② 当事者交流の促進
 - ③ 子どもや高齢者への虐待・女性等への暴力の防止
 - ④ 男女共同参画の推進
 - ⑤ 地域福祉に関わる生涯学習の推進
 - ⑥ 自治会や地区の各種団体の自主活動の促進
- 2 安心して生活できる仕組みの確立
 - ① 福祉等に関わる情報通信基盤の整備と情報提供の総合化
 - ② 福祉等に関わる支援施設のネットワーク化
 - ③ 関係機関や福祉事業者・関係団体等との連携強化
 - ④ 転入者への情報提供の充実
 - ⑤ 相談窓口のネットワーク化
 - ⑥ 総合的なケアマネジメント体制の検討

- ⑦ 福祉サービスへの苦情対応の促進
- ⑧ 福祉サービスに関わる情報公開
- ⑨ 福祉サービス事業者自己評価の促進
- ⑩ バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進
- ⑪ 安心して暮らせる住まいの整備
- ⑫ 勤労者の雇用安定化と福祉の充実

3 地域福祉ネットワークの形成

- ① ボランティア人材の育成
- ② ボランティア休暇の利用促進
- ③ 企業ボランティア活動の促進
- ④ ボランティア団体・NPO法人等の育成支援
- ⑤ 厚真町社会福祉協議会ボランティアセンターの活動支援
- ⑥ 厚真町社会福祉協議会の活動支援と連携の強化
- ⑦ コミュニティビジネス・地域通貨の検討
- ⑧ 地域福祉に係る情報等についての事業所への周知徹底
- ⑨ 地域福祉推進に係る条例の制定
- ⑩ 福祉等に関わる支援施設のネットワーク化

4. 保健・医療

現況と課題

- 医療の充実に関する町民意向は強いものがあり、町民アンケートではまちづくりの重点分野や町全体からみた優先対策、保健福祉対策等で回答率1位、2位となっています。また、救急医療についても体制充実への意向が強くなっています。
- 町の医療は町内の民間医療機関が第一次医療を担い、第一次救急医療は在宅当番医が、第二次救急医療は苫小牧市内の病院群輪番制で担っていますが、生活習慣病の予防や介護予防、高齢者や障がい者(児)等の保健・医療、リハビリテーション等を進めていくためには、保健・福祉と医療が一体となって対応する必要があります、医療の充実が強く望まれます。

目 標

- 1 第一次医療体制の確立
- 2 メタボリック症候群と生活習慣病予防の確立

施策の方向

- 1 第一次医療体制の確立
- 2 健康に対する町民意識の啓発

主な施策（事業）

- 1 第一次医療体制の確立
 - ① 町内医療機関との連携強化
 - ② 休日・夜間医療体制の充実
 - ③ 救急医療体制の充実
 - ④ 第二次医療機関、第三次医療機関との連携強化
 - ⑤ 診療科目の充実
- 2 健康に対する町民意識の啓発
 - ① 住民基本健診と事後指導の充実
 - ② 病気等の予防と治療の推進

5. 国民健康保険・国民年金

現況と課題

- 国民健康保険の加入者数はここ4、5年ほどは横ばいで推移していますが、被保険者1人当たりの医療費は漸増傾向にあります。
老人保健については、加入年齢が平成14年10月から1歳ずつ引き上げられたことから受給者数は減少していますが、1人当たりの費用は増加傾向にあります。
しかし、管内的には1人当たりの医療費は最低となっています。これは、医療費分析や長期入院患者の実態把握、病気の早期発見・早期治療の推進、病

気予防等についての広報啓発などによるものと思われます。

- 相互扶助制度である国民健康保険は、被保険者一人ひとりの日ごろの生活習慣とセルフ・ケア意識の向上による健康管理や病気の予防、多受診、重複受診の回避で、健全化をはかることができます。

町は、平成17年度に多受診・重複受診者を対象とした訪問看護師による医療費削減と予防医療、介護予防をめざした取り組みを進めています。また、ヘルスアップ事業（メタボリック症候群の可能性が

高い人に対する個別健康支援）に取り組んでいます。

今後とも訪問等により総合ケアセンターへの誘導やヘルスアップ事業、基本健康診査などの各種検診受診率の向上などに努め、医療費の削減をめざすとともに国民健康保険事業の健全化をはかる必要があります。

- 国民年金についてはその事務が国になりましたので、町としては年金制度への理解促進などに努めています。

●国民健康保険

区分 年度	住民登録		被保険者			
	世帯数 (世帯)	人口 A (人)	世帯数 (世帯)	加入者 B (人)	加入率 B/A (%)	一般・ 退職者数 (人)
平成11年度	1,933	5,474	1,104	2,973	54	2,146
平成12年度	1,984	5,398	1,131	2,928	54	2,057
平成13年度	2,009	5,346	1,140	2,894	54	1,967
平成14年度	1,989	5,274	1,151	2,895	55	1,966
平成15年度	1,983	5,245	1,176	2,888	55	1,993
平成16年度	2,015	5,222	1,190	2,873	55	2,021

区分 年度	1世帯 当たり 保険料 (円)	1人 当たり 保険料 (円)	年間療養 給付費 件数	年間療養 給付費用額 C (千円)	1人 当たり 費用額 (円)
平成11年度	247,914	92,061	22,882	565,060	269,200
平成12年度	212,192	81,984	23,302	580,686	288,611
平成13年度	212,502	83,708	22,502	559,392	292,416
平成14年度	210,091	83,528	19,684	462,065	244,997
平成15年度	177,978	72,473	21,588	544,374	285,611
平成16年度	180,444	74,740	23,472	553,662	289,119

注1：各年度3月31日現在

資料：保健福祉課調

注2：1世帯当たり、1人当たりの保険料は現年分収納額/世帯数・加入者

注3：療養給付費14年度は11か月分

注4：加入者数Bは、一般、老人保健、退職者の総数

●老人保健の状況

単位：世帯、人

区分 年度	住民登録		受給者数	年間受診 件数	年間医療 費用額 (千円)	1人当り 費用額 (円)	備考
	世帯数	人口					
平成11年度	1,933	5,474	827	20,174	778,390	958,608	・上段は国保のみ ・下段は国保、社保、 その他の合計
			973	25,037	938,776	955,009	
平成12年度	1,984	5,398	871	21,134	648,783	758,811	
			1,013	25,607	792,886	792,886	
平成13年度	2,009	5,346	927	22,630	739,465	825,296	
			1,071	26,691	856,565	825,203	
平成14年度	1,989	5,274	929	23,928	767,199	819,657	
			1,084	28,645	873,807	805,349	
平成15年度	1,983	5,245	895	24,232	729,482	796,378	
			1,039	29,260	852,416	803,408	
平成16年度	2,015	5,222	852	23,985	785,522	891,625	
			970	27,014	872,416	868,941	

注：各年度3月31日現在

資料：保健福祉課調

目 標

1 医療費の削減と国民健康保険財政の安定化

施策の方向

1 生活習慣病の予防・改善と医療費の削減

主な施策（事業）

1 生活習慣病の予防・改善と医療費の削減

- ① 健康の維持・増進のためのセルフケア意識の向上
- ② 生活習慣病予防対策の推進
- ③ 医療費分析の推進
- ④ 健康管理システムの確立
- ⑤ ヘルスアップ事業の強化
- ⑥ 国民健康保険料の収納率の向上
- ⑦ 国民年金制度の理解促進

第2節 学び伸びゆく人を育む

1. 生涯学習

1) 学校教育

現況と課題

- 学校では学習指導要領に基づき、自ら学び自ら考え自ら主体的に「生きる力」を育てていくことを目標に、基礎・基本となる「確かな学力」や社会生活上のルール・マナーを身につけ、自他を思いやる心、豊かな感性のかん養などの「豊かな人間性」の陶冶、健康でたくましく生きるための「健康と体力づくり」などの教育を行っています。

また、グローバル化、高度情報化、環境保全、地域福祉などの今日的な社会・経済状況に対応した教育や、恵まれた自然や産業、地域社会といった町の特徴を生かし地域に根ざした教育などに取り組み、めまぐるしく変化していく時代を生き抜いていく力を養うよう努力しています。

- 戦後、廃墟から立ち上がり世界有数の経済大国と

なった私たちの国は、一定の社会基盤が整い、豊富な物資が流通し、飢餓や貧困とは縁遠い社会となりました。

しかし、物質的豊かさや便利さの追求は一方で家族や地域、職場などの形や人々の価値観を変え、このことがものの考え方や人と人とのつながりに変化をもたらし、心の荒廃へと結びついてきています。

これらの現象は子どもたちの生活に大きな影響を与えるとともに、社会のひずみが子どもたちや弱い立場の人々にしわ寄せされつつあります。また、犯罪が多発し、子どもたちを取り巻く環境は日増しに不安で厳しいものになりつつもあります。

- 学力の低下や人の尊厳、生命に対するいつくしみ、郷土愛などが失われつつあります。

子どもたちが、どんな時代のどんな状況にあっても、生命を尊び人を愛し、ともに助けあい支えあつて心身ともに豊かな人生を拓き生き抜いていけるよ

う、学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携し生涯学習の観点から学校教育の充実に力を入れる必要があります。

また、教育は学校だけではなく家庭、地域の教育に負うところが大きくなっています。しかし近年は、地域の教育力の低下が課題とされており、地域で育てる環境の醸成などの努力が必要です。

- 一方、昭和28年4月に定時制第2種高等学校普通科として設置され、昭和52年に全日制課程普通科、昭和59年に道立移管となった道立厚真高等学校は、生徒の個性の伸長と地域に根ざした教育を行っています。北海道教育委員会が検討を進めている公立高等学校配置のあり方などの見直しにおいて小規模校の存続が危惧される状況にあります。子どもたちの地元高校への就学機会の確保と特色ある教育活動の支援に努める必要があります。

●中学校卒業後の進路状況

単位：人

区分 年次	卒業生			高等学校進学者			専修学校等入学者			就職者			無業者			高等学校 進学率
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
平成 7年	75	37	38	73	35	38	-	-	-	1	1	-	1	1	-	97.3%
平成 8年	50	26	24	50	26	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
平成 9年	69	38	31	69	38	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
平成10年	67	39	28	65	39	26	1	-	1	-	-	-	1	-	1	97.0%
平成11年	65	28	37	65	28	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
平成12年	54	34	20	54	34	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
平成13年	67	38	29	67	38	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
平成14年	71	33	38	71	33	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
平成15年	46	27	19	45	26	19	1	1	-	-	-	-	-	-	-	97.8%
平成16年	66	33	33	66	33	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
平成17年	57	28	29	55	26	29	2	2	-	-	-	-	-	-	-	100.0%

注：各年5月1日現在

資料：学校基本調査

●高等学校卒業後の進路状況

単位：人

区分 年次	卒業生			大学進学者			専修学校等入学者			就職者			無業者			大学等 進学率	就職率
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女		
平成 7年	27	18	9	3	-	3	6	4	2	16	13	3	2	1	1	11.1%	59.3%
平成 8年	37	24	13	2	-	2	14	12	2	17	12	5	4	-	4	5.4%	45.9%
平成 9年	32	17	15	5	1	4	10	9	1	15	7	8	2	-	2	15.6%	46.9%
平成10年	40	17	23	5	3	2	14	10	4	17	4	13	4	-	4	12.5%	42.5%
平成11年	18	7	11	-	-	-	5	3	2	10	4	6	3	-	3	0.0%	55.6%
平成12年	31	20	11	9	3	6	15	11	4	7	6	1	-	-	-	29.0%	22.6%
平成13年	24	14	10	6	4	2	3	2	1	13	7	6	2	1	1	25.0%	54.2%
平成14年	24	14	10	5	2	3	7	3	4	11	8	3	-	-	-	20.8%	45.8%
平成15年	27	15	12	3	1	2	14	9	5	10	5	5	-	-	-	11.1%	37.0%
平成16年	35	18	17	7	3	4	11	5	6	17	10	7	-	-	-	11.4%	48.6%

注：各年5月1日現在

資料：学校基本調査、北海道厚真高等学校

目 標

1 たくましく心豊かな子どもを育む学校教育の推進

施策の方向

- 1 知育・徳育・体育の調和があり地域性豊かな学校教育の推進
- 2 教員の資質の向上
- 3 学校教育環境の充実
- 4 小学校配置計画の検討
- 5 道立厚真高等学校の教育活動への支援
- 6 国際理解教育の推進

主な施策（事業）

- 1 知育・徳育・体育の調和があり地域性豊かな学校教育の推進
 - ① 教育課程の充実（基礎・基本の定着と個性を伸ばす創意工夫）
 - ② 学習指導の充実（自ら考え自ら学ぶ意欲を育てる）
 - ③ 道徳教育の充実（自らを律し豊かな心と生きる力を育てる）
 - ④ 児童生徒指導の充実（生命と人権を尊び他者を思

いやる心を育てる)

- ⑤ 特別支援教育の充実（個に応じた支援体制の確立）
- ⑥ 安全指導の充実（自らの生命を守る判断力と行動力を育む）
- ⑦ 地域に開かれた学校教育の推進（信頼される学校づくり）
- ⑧ 豊かな心と健やかな児童生徒の育成
- ⑨ 食育・食農学習の推進（学校給食、ふるさと教育、体験学習等）

2 教員の資質の向上

- ① 研究・研修活動への支援
- ② 初任者・10年経験者研修の実施
- ③ 教員の評価制度と学校の活性化

3 学校教育環境の充実

- ① 学校施設の整備
- ② 教育機器・教材備品の整備
- ③ スクールバス運行事業の推進
- ④ 校舎周辺環境美化の推進
- ⑤ 教員住宅改修
- ⑥ 育英資金・奨学金給付事業

4 小学校配置計画の検討

- ① 複式学級の解消についての検討

5 道立厚真高等学校の教育活動への支援

- ① 学習指導・進路等に対する支援
② 通学費・地域活動等への支援

6 国際理解教育の推進

- ① 英語指導助手の招聘
② 中・高生徒海外派遣

2) 社会教育

現況と課題

- 社会教育の推進体制については、生涯学習だよりの発行や各種講座の開催、団体活動支援、生涯学習アドバイザーの設置、近隣町との広域連携などにより推進体制の充実に努めてきました。

今後は、社会福祉、健康づくり、防災・防犯、消費生活、環境保全、産業振興、交流などまちづくりのあらゆる分野で今日的課題や地域課題における学習が重要になることから、情報提供、相談体制、指導体制をさらに充実させ、関係機関との連携を強化する必要があります。

- 家庭教育については、家庭教育の重要性についての啓発や子育て・家庭教育についての情報提供を行うとともに、生涯学習アドバイザーの活用による相談体制の整備に努めていますが、子育て・教育に関する不安をもつ保護者などへの対応については十分とはいえない状況にあります。

今後も、家庭教育はすべての教育の出発点であることを再認識し、家庭教育に係る情報提供、相談体制、学習機会の充実に努めるとともに、関係機関・団体等との子育て・教育支援について連携をさらに強化していく必要があります。

- 青少年教育については、生きる力を育む学習機会の提供や地域を中心とした団体活動の充実に努めて

いますが、今後も、家庭・地域・学校が連携した体験や交流活動等の充実をはかり、地域全体で青少年教育を進めていく必要があります。

- 成人教育については、各種学習機会の提供や学習活動の支援、近隣町との広域連携により積極的に学習活動に参画できる環境づくりに努めていますが、多様なニーズに対応した学習機会の提供となっていない状況にあります。

今後は、広域的連携を強化するとともに教育機関や関係機関・関係団体等とのネットワーク化、まちづくりに関わる学習、団体活動などの促進に努めるとともに、リカレントや**育児・介護休暇制度***やボランティア休暇制度などについて事業所の理解を深めるなどの取り組みを進め、まちづくり人材を育む必要があります。

- 高齢者教育については、高齢者大学を中心に学習やレクリエーションなどを行っていますが、今後は、高齢者の知恵や技能、経験を生かした活動やまちづくり参加等を促す取り組み、高度情報化やグローバル化などの今日的状況を踏まえた学習などについて充実していく必要があります。
- 芸術文化については、文化団体の育成と活動支援、指導者の育成、広域的連携による芸術文化鑑賞会の創出などに努めていきます。今後も各団体の自主活動の支援や町民への情報提供、地域に根付いた文化活動が活発に行われるよう文化協会等との連携強化に努める必要があります。
- 文化財保護については、伝統文化の保存団体への支援などをはかっていますが、後継者不足が危惧されています。また郷土資料については、台帳整理を行っていますが、十分な管理・活用の状況にはありません。今後も郷土芸能への支援、また郷土資料・埋蔵文化財の保護と適正管理活用をはかる必要があります。
- 図書室については、コンピュータによる管理を導入し、週2日夜間の開館などを実施していることから、利用者数、貸出冊数とも増加傾向にあります。

* 育児・介護休暇制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」によって定められている制度。1歳未満の乳児の養育のため、または家族の介護のために休業することができ、養育や介護が終われば仕事に戻ることができる。

基本計画

今後は開架スペースの確保やインターネットによる情報提供、蔵書検索サービスの充実をはかる必要があります。

- スポーツについては、各種スポーツ教室開催、スポーツ団体の育成、専門職員の配置、学校体育館等

の開放による地域でのスポーツの振興、スポーツ施設の整備などに努めています。

今後は健康管理、健康づくりの観点を重視し、各種スポーツの充実、またスポーツ施設の利用促進に取り組む必要があります。

●社会教育・文化団体一覧

区分	団体名	会長	創立年度	会員数	区分	団体名	昭和39年創立	会員数
							17年度単位会長	
文化協会	樹石会	鹿間正栄	昭和28	11	婦人団体	J A 宇隆	安田久美子	12
	厚真町菊花同好会	金光昇允	昭和35	15		J A 豊沢	大垣恵子	13
	写真同好会	藤井健三	昭和40	11		J A 軽舞	桐木良子	22
	厚真朋吟会	中谷幸保	昭和41	10		J A 混合	成田文子	16
	厚真書道会	遠藤幹男	昭和41	25		豊丘	三浦尚美	2
	民謡徳波会	伊藤広志	昭和41	6		上厚真婦人会	曾我セツ子	13
	茶道会	森田さち子	昭和48	18		新町婦人会	箱崎倫子	12
	厚真町アマチュア無線クラブ	桜井彰義	昭和48	19		漁協女性部	村上裕子	15
	陶芸同好会	小野陽一	昭和53	22		さくらの会	森本早苗	4
	華道同好会	上田敦子	昭和53	7		計		109
	カラオケ徳波会	森本鎮男	昭和57	10	能郷団土体芸	幌内神楽保存会	牛崎要一	20
	厚真ダンス・フラミンゴ	下司 清	昭和57	15		軽舞熱送り保存会	斉藤政則	20
	囲碁同好会	佐藤喜嗣	昭和60	23	計		40	
	厚南カラオケ会	吉井 稔	昭和55	10	成青少年等	富里子ども会	佐藤泰夫	10
	厚真町民吹奏楽団	松下一彦	昭和61	19		自然子ども会	清水俊宣	64
	舞踊研究会	藤原奈々子	昭和63	11		本郷団地子ども会	立石恵輝	36
	かるた同好会	伊藤広志	平成元	30		新町子ども会	森田正樹	36
	あつま文芸友の会	藤本定昭	平成 6	19		富野子ども会		H16退会
	厚真あすなろう会	竹下鉄蔵	平成 6	10	計		146	
	厚真こぶし会	福沢正男	平成 6	11				
	厚真・塊打太鼓	森田正樹	平成 7	15				
	厚真・油絵の会	箱崎伸一	平成 7	7				
	フォークダンス同好会	高橋秀子	平成 7	18				
	あつま騒乱舞姿	兜谷さゆり	平成 8	23				
	日本民舞コスモス会	綿谷敏子	平成 8	11				
	絵手紙「一笑会」	佐藤睦子	平成10	12				
詩吟・吟舞同好会	藤江利律子	平成13	16					
フラサークル ホア・アロハ	木下八重子	平成14	19					
計				423				

注：平成17年4月1日現在
資料：教育委員会調

区分	団体名	会長	会員数	区分	団体名	会長	会員数
野球連盟	阿蘇孝司	120	厚真ファイターズ	遠藤賢一	17		
剣道連盟	高橋康夫	6	上厚真ベアーズ	上田商司	18		
ソフトテニス協会	菅原治一	26	上厚真羽球少年団	加藤克彦	19		
スピードスケート協会	池川勝利	25	上厚真柔道少年団	長橋義治	15		
パークゴルフ協会	近藤広春	94	厚真剣道少年団	鬼頭啓治	10		
歩くスキー協会	菅原治一	24	軽舞バドミントン	河村敏弘	16		
ゲートボール協会	小山内国雄	59	スピードスケート	大垣俊昭	13		
バドミントン協会	安倍利夫	10	軽舞剣道少年団	三浦博道	14		
サッカー協会	市原泰雄	8	F C キッカーズ	西谷芳則	21		
バレーボール協会	前田英憲	22	厚真空手少年団	佐藤義彦	7		
卓球協会	山家文雄	11	厚真柔道少年団	渡部孝樹	29		
弓道連盟		休部	少林寺拳法	山田英雄	4		
柔道連盟		休部	計		194		
綱引き連盟		休部					
計			416				

注：平成17年4月1日現在
資料：教育委員会調

●社会教育施設利用状況

単位：日、人

施設名	年度	平成15年度		平成16年度	
		開館等日数	利用者数	開館等日数	利用者数
青少年センター(図書室)		360	5,576	347	4,939
青少年センター(プラネタ)		24	299	32	417
創作館(陶芸)		267	1,268		1,135
創作館(書道)		126	4,516		2,010
創作館(料理)		11	124	総合ケアセンター「ゆくり」	
吉野生活会館		24	185	30	268
共栄生活会館		44	755	46	885
桜丘生活会館		42	575	50	710
上厚真5区生活会館		20	201	14	116
共和生活会館		64	1,007	60	1,075
厚和生活会館		39	405	41	380
美里生活会館		44	848	41	863
高丘生活会館		41	359	63	541
軽舞生活会館		114	1,254	135	2,309
浜厚真生活会館		10	420	12	200
東和生活会館		64	1,096	48	872
宇隆生活会館		84	1,241	48	639
豊川生活会館		37	640	43	576
富野生活会館		87	861	144	2,275
朝日マナビィハウス		107	1,188	105	1,211
豊沢マナビィハウス		170	2,910	154	2,477
ルーラルマナビィハウス		13	676	131	837
豊丘マナビィハウス		84	1,312	67	954
鹿沼マナビィハウス		112	1,490	83	1,123
本郷マナビィハウス		92	1,504	104	2,352
幌内マナビィハウス		-	-	101	1,473

注：各年度3月31日現在

資料：教育委員会調

●スポーツ施設利用状況

単位：日、人

施設名	年度	平成15年度		平成16年度	
		開館等日数	利用者数	開館等日数	利用者数
スポーツセンター		360	22,970	359	21,102
スタードーム		360	24,048	359	24,151
かしわ野球場		185	2,433	185	3,656
かしわテニスコート		185	188	185	254
町民スケートリンク		59	3,194	71	3,194
新町パークゴルフ場		217	23,915	217	26,000
上厚真パークゴルフ場		185	5,834	185	6,428
いこいの森パークゴルフ場		185	674	185	797
上厚真ゲートボール場		360	2,956	360	3,001
中央小プール		61	1,097	48	1,252
上厚真プール		48	2,242	48	1,599
富野プール		66	584	48	469
軽舞プール		56	475	48	469
鹿沼地区プール		61	172	51	321
幌里地区プール		53	140	51	216
檜山地区プール		53	155	51	309

注：各年度3月31日現在

資料：教育委員会調

●図書館利用状況

単位：冊、日、人

区分		年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		図書館資料等	蔵書数	19,869	21,168	22,398	25,296	28,217
	(一般図書)	9,964	10,746	13,158	14,556	15,935	16,897	
	(児童図書)	9,452	9,883	8,174	9,097	10,101	11,011	
	雑誌(タイトル数)	21	29	486	965(34)	1,401(42)	1,884(35)	
	視聴覚	432	510	580	678	780	802	
資料等貸出状況	開館日数	-	-	351	352	349	347	
	利用者数	-	-	2,315	4,946	5,576	4,939	
	1日平均利用者数	-	-	6.6	14.1	16.0	14.2	
	冊数等	合計	14,168	16,099	15,596	15,619	18,556	17,125
		一般図書	6,264	7,871	8,600	7,103	8,560	7,772
		児童図書	7,904	8,228	6,996	4,630	5,440	5,625
		計	14,168	16,099	15,596	11,733	14,000	13,397
		雑誌	-	-	497	1,317	1,617	1,403
		視聴覚	-	-	873	2,569	2,939	2,325
		1日平均貸出資料数	-	-	18.0	44.4	53.2	49.4
利夜用間	開館日数	-	-	-	-	98	99	
	利用者数	-	-	-	-	760	1,107	
リクエスト冊数		-	36	95	88	39	82	
相互貸借冊数	借受	-	15	29	34	39	26	
	貸出	-	2	1	-	12	1	

注1：各年度3月31日現在

資料：教育委員会調

注2：平成13年度からコンピュータ化

目 標

1 まちづくり人材を育む社会教育の推進

施策の方向

- 1 社会教育推進体制の充実
- 2 家庭教育の推進
- 3 青少年教育の推進
- 4 成人教育の推進
- 5 高齢者教育の推進
- 6 地域社会活動
- 7 芸術文化の振興
- 8 文化財の保護
- 9 図書活動の充実

10 スポーツの振興

主な施策(事業)

1 社会教育推進体制の充実

- ① 情報提供(生涯学習だより、ホームページ、防災無線の活用等)
- ② 学習相談の充実(情報の収集等)
- ③ 指導体制の充実(各種指導者の育成等)
- ④ 関係機関・団体等との連携強化

2 家庭教育の推進

- ① 学習機会の拡充(子育てセミナー等)
- ② 子どもの地域活動や親子のふれあいを深める事業の推進(体験学習等)

- ③ ボランティア活動への支援（読み聞かせ等）
- ④ 関係団体等の活動支援（PTA等）
- ⑤ 情報提供活動の充実

3 青少年教育の推進

- ① 郷土愛をつちかうための事業（各種少年事業等）
- ② ボランティア活動の充実（中高生ボランティア）
- ③ 関係団体等の活動支援（スポーツ少年団等）
- ④ 異世代交流の推進

4 成人教育の推進

- ① 今日の課題をとらえた学習機会の拡充（文化講演会等）
- ② 地域活動やボランティア活動の促進（ボランティア休暇制度、生涯学習モデル地区の育成、まちづくり学習会）
- ③ 広域連携学習機会の促進
- ④ 個人学習やグループの育成（情報提供等）

5 高齢者教育の推進

- ① 高齢者の知恵・技能・経験の有効活用（ふるさと学習等）
- ② 関係機関等の連携による学習情報の提供

6 地域社会活動

- ① 少子・高齢化への対応（次世代育成支援、地域福祉の推進、健康づくり）
- ② 環境保全への対応（自然環境保護、省資源・省エネルギー、ごみの3R運動、環境美化・風景づくり、緑化・花いっぱい）
- ③ グローバル化への対応
- ④ 人権意識・ノーマライゼーションの理念の普及・徹底

- ⑤ 安全な生活への対応（交通安全・防災・防犯）
- ⑥ 起業家支援やグリーン・ツーリズム、都市交流等交流産業振興などの人材育成
- ⑦ 女性団体・グループの育成と活動支援
- ⑧ リカレントの推進

7 芸術文化の振興

- ① 芸術文化活動の活発化（教室・講演会の開催、文化団体活動支援等）
- ② 鑑賞機会の創出
- ③ 情報提供や関係機関との連携

8 文化財の保護

- ① 郷土芸能の継承支援（幌内神楽等）
- ② 文化財の収集・調査（郷土の文化資料の収集等）
- ③ 文化財の保存・活用（収蔵施設の整備、学習活動の推進）
- ④ 歴史文化・伝統文化に関わる人材の発掘・活用

9 図書活動の充実

- ① 図書室機能の充実（図書の増冊等）
- ② 図書ボランティアグループの育成・活動支援
- ③ ブックスタートの取り組み（乳児検診にあわせて実施）

10 スポーツの振興

- ① 総合型地域スポーツクラブの検討
- ② 健康づくり・体力づくり事業の推進
- ③ スポーツ施設の利用促進
- ④ スポーツ施設等の広域相互利用の促進
- ⑤ 学校開放事業の推進
- ⑥ 合宿等誘致（施設の情報提供等）

第4章 自律協働のふるさとづくり

第1節 住民自治を推進する

1. 住民自治活動

現況と課題

- 町民が自主的に組織し活動している団体は、自治会、自警団、産業団体、コミュニティ運動、交通安全、防犯、防火、青少年健全育成、生涯学習や福祉、健康づくり等に関わる団体、ボランティア団体など多数にのぼります。

行っている活動も保健福祉、生涯学習・スポーツ、文化、生活環境、安全、イベントなど広範な分野にわたり、まちづくりの基礎を担う重要なものとなっています。

しかしながら、人口減少や高齢化から活動の担い手が不足になるなどの課題もあります。

- 地方分権による協働の時代となり、地域社会の果たす役割は大変重要になってきました。ノーマライゼーションの考え方や男女共同参画、地域福祉の推進、人材育成、環境保全、地場産業振興、交流など町民や団体、事業所の自主活動が重要になります。

ことに当面、自立を選択した町は、町民、団体、事業所、行政の連携と協働が不可欠で、連携と協働の意欲と気風に満ちた地域社会をつくっていくことが求められます。

したがって、町民の人間関係の良好さやこれまでの諸活動の実績を踏まえ、それぞれの力と知恵を合わせながらだれもが日常のこととして普通にまちづくりに参加し、主体的に活動していく機運を育み、自主・自律のコミュニティを形成していく必要があります。

目 標

- 1 住民自治活動の活発化

施策の方向

- 1 自治会等地区の各種団体の活動促進
- 2 町民の自主的まちづくり活動の促進

主な施策（事業）

1 自治会等地区の各種団体の活動促進

- ① 自治会活動への支援
- ② 自警団等安全な地域生活をおくるための自主活動への支援
- ③ コミュニティ運動推進協議会活動への支援
- ④ 地区・団体間交流の推進
- ⑤ 環境保全や省資源・省エネルギー・ごみの3R運動、環境美化、次世代育成支援、高齢者や障害者への支援、地域福祉、生涯学習、男女共同参画、地域資源活用の起業化等のまちづくり活動の促進
- ⑥ 地区集会所等管理運営事業への支援

2 町民の自主的まちづくり活動の促進

- ① まちづくり学習の推進（行政やまちづくりに関わる学習）
- ② 情報提供や相談機能の充実
- ③ まちづくり人材の育成とネットワーク化
- ④ 地域資源を活用した起業家の育成と起業化支援
- ⑤ 異業種交流の推進
- ⑥ 地域産業、関係団体、関係分野との連携による地場産物販売・交流・情報等の機能をもつ施設の検討
- ⑦ 地域通貨・コミュニティビジネスの創出

- ⑧ 各種まちづくり活動組織、NPO等の育成と活動促進
- ⑨ 町民等の参加による美しい田園の町づくりの基本的なルールの整備

2. 地域経営

現況と課題

- 少子・高齢社会、人口減少社会の到来、社会・経済構造の変革といった大きな変化の中で、行政を取り巻く環境は、地方分権の推進、市町村合併や三位一体の改革など、地方の自立を求められ、急速な転換を必要とする状況になっています。

町では、平成7年7月に厚真町行政改革推進本部を設置して以来、簡素で効率的な行政システムの確立に向け取り組みを進めてきました。具体的には平成9年度から5年間、第1次行政改革を進め、平成14年度から第2次行政改革に取り組み、現在に至っていますが、町の行政を取り巻く状況が変化し、地方分権の一層の推進と総合行政を担う基礎自治体としての自立が緊要の課題となっています。

- そのため町は、行政改革の一環として平成16年から事務事業の評価に着手するとともに、町長を議長とする厚真町行政経営戦略会議の設置や部課長で構成する改革推進委員会を設置し、地方分権や社会・経済環境の変化に迅速かつ柔軟に対応でき、経営感覚に富んだ行政経営をめざす取り組みをスタートしました。

国は、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方公共団体に対して行政改革大綱の見直しと、平成17年度から向こう5年間の具体的な取り組みを明らかにする「集中改革プラン」の策定とその成果の公表を求めています。

- 行政経営の目的は「住民福祉の増進」にあり、「最小の経費で最大の効果を上げる」ことが大原則

です。また、地方分権は、住民主権を基本に「自助・共助・公助」（補完性の原理）のバランスある仕組みをつくり、町民、地域、団体、事業所、行政などが協働して、住み慣れた地域で安心して心身ともに豊かな人生をおくるためのさまざまな取り組みを進めることで成り立ちます。

今後は行政活動の守備範囲を検討しながら公私協働の仕組みをつくり、限られた財源の中で町民生活や町民福祉の増進に効果がある施策、事務事業を選択し、実施・評価・改善し、関わる分野が一体となって取り組む必要があります。

また、厳しい財政状況の下、職員のコスト意識、業務遂行の目的意識を高めつつ成果主義を徹底するとともに、事務事業の再編整理、民間委託の推進、組織機構の見直し、情報公開による行政の説明責任と透明化の一層の推進、住民参加の推進等を総合的に進める必要があります。

さらに、電子自治体化に向けた基盤整備とネットワークづくりを早急に行う必要があります。

- 広域行政については、町民生活への効果や財政的メリットを考えあわせながら、町民の関心度や理解度を高めつつ必要な分野での広域的連携を深め、道州制など地方行政のすう勢を見極め、自立に向けた取り組みを進める必要があります。

目 標

- 1 行政改革の推進と公私協働の確立
- 2 広域的連携の推進

施策の方向

- 1 地方分権に対応する行政システムの構築
- 2 情報化と町民サービスの向上
- 3 簡素で効率的な行財政運営の推進
- 4 広域的連携の推進

主な施策（事業）

1 地方分権に対応する行政システムの構築

- ① 職員の意識改革（人材育成基本方針の樹立と推進）
- ② 人事管理の改善
- ③ 職員研修の充実
- ④ 地方分権型の組織・機構再編（部課再編・**スタッフ制***・**大課制***の検討、庁議制の検討、行政診断の検討、**フレックス制***、効率的な機構を実現する施設等の検討）
- ⑤ 適正な職員数の管理
- ⑥ 町民との協働事業の推進
- ⑦ まちづくり人材、NPO等多様な担い手の育成
- ⑧ 住民自治基本条例の検討

2 情報化と町民サービスの向上

- ① 広報活動の充実（多様な媒体を用いた行政情報や周知事項、問題提起・参加型広報等の実施）
- ② 情報公開制度の普及と行政の説明責任の向上（個人情報保護に配慮しながら行政改革の取り組みを公表）
- ③ 広聴活動の充実（集団広聴、学習広聴、調査広聴等多様な広聴手法を用いた活動の実施）
- ④ 窓口サービスの改善（窓口開設時間の検討、戸籍等窓口事務の改善向上）

3 簡素で効率的な行財政運営の推進

- ① 財政計画の樹立
- ② 財政健全化プランの策定
- ③ 評価制度の確立（事務事業評価の実施、政策・施策評価導入検討、人事評価の実施、目標管理による業務執行、**サンセット方式***の導入検討）
- ④ 町税等の歳入の確保と収納率の向上
- ⑤ 受益者負担の見直しと公平性の確保
- ⑥ 公有財産の有効活用と計画的な改築
- ⑦ 内部経費等の抑制
- ⑧ 人件費の抑制
- ⑨ 各種委員会の設置のあり方と委員数の見直し
- ⑩ 公共施設の集約化と維持管理費の抑制
- ⑪ 補助費の抑制
- ⑫ 民間委託の推進
- ⑬ 公の施設の指定管理者制度の活用
- ⑭ 投資事業の選別と重点化
- ⑮ 集中改革プランの策定と運用

4 広域的連携の推進

- ① より広域的な連携による行政効率の向上検討
- ② 道州制への対応や新合併特例法による合併への対応検討
- ③ 広域連合などの検討

*スタッフ制

従来の「係」の垣根を取り払い、縦にしか動けなかった職員が横断的に業務に取り組むことができるようにする制度。これまで係に縛られていた仕事を配分し直すことで仕事の繁閑をなくし効率的で効果的な仕事ができる。

*大課制

現在ある組織形態の「課」の数を再編あるいは統合することで少なくすること。管理職が多くなると財政が圧迫されることから、管理職を減少させることで解決していくという目的がある。

*フレックス制

自由な時間に出・退社し、所定の時間数を勤務する制度。コアタイム（必ず就労しなければならない時間帯）を設ける場合もある。昭和62年の「労働基準法改正」で法制化された。自由勤務時間制、変動労働時間制ともいう。

*サンセット方式

予算や行政組織が肥大化することのないように法律・予算・事業等に期限を設け、特に必要のない限りその期限を過ぎたら自動的に廃止とする方式。

第5章 計画の実現に向けて

第1節 計画の実現に向けて

基本構想は、厚真町の長期まちづくりを推進するにあたって最も基本となる考えを表したものです。計画の実現に向けては次の基本方針で取り組みます。

基本方針1 自律協働のまちづくりを進める

- ① 民間企業経営の発想と手法で、行政を地域経営として運営します。そのため、行政評価システムによるP D C Aサイクルの確立をめざします。
- ② 少数精鋭のプロ集団として職員を育成するとともに、シンプルで柔軟かつ機動力のある組織機構をつくり、前例踏襲主義、慣例主義、縦割り主義を排除した業務執行体制をつくります。
- ③ 各種施策・事業の実現にあたっては、総合計画に即した事業構想・計画を整え、国等の有利な資金導入による最大限の財源確保をめざすとともに財政計画に基づき重点的かつ計画的に執行します。
- ④ 町民等が目的を定めて非営利活動を行うN P O法人、コミュニティ・ビジネスの創出、町民等による多様なまちづくりや公共サービスの担い手組織の育成に努めます。
- ⑤ まちづくりは積極的な行政活動と町民、団体、各

種法人の主体的な活動が融合して、パワーやスピードが増します。このようなまちづくりを進めるため、広報広聴活動、情報公開制度の充実、行政情報の提供と学習機会の拡充、町内交流の強化、主体的にまちづくり活動を行う意欲ある人材やグループの育成などに取り組み、連携、協働してまちづくりを推進します。

そして、これらの基礎となる「自律と協働のまちづくりルール」を町民参加で定めます。

- ⑥ 町の自立に向け広域的連携による効率的で効果的なまちづくりを進めるため、広域連合等広域行政の仕組みを追究します。

基本方針2 信頼行政の推進

- ① 公平公正な公共サービスの執行や行政評価に基づく優先度、重要度の高い施策・事務事業の推進等に関する透明性と行政の説明責任を果たすため、**行政評価システム***の確立と情報公開制度の充実をはかります。
- ② 町民や団体、各種法人等の参加を得てまちづくりが進むよう、**町政モニター***的な役割をもあわせもつ公募型委員会制度を充実します。
- ③ 行政評価やアンケート結果、計画の進行管理に関する再検討を行ってもらう委員会制度を検討します。
- ④ 公共サービスを担う経営体としての合理性・効率

*行政評価システム

行政のあり方全般に対する評価システム。政策・施策・事業の効率性、有効性の評価、活動主体となる組織、制度、職員定数などの見直しまで広く含まれる。従来から会計検査や行政監察の形で行われているが、行政の透明性（政策や予算の立案・審議・修正・実施・決算という一連の過程を外側から見直し理解できる）、行政の公平性、行政の説明責任（納税者である住民＝国民が納得・理解できるよう説明する責任。アカウントビリティ＝会計責任、予算責任、法的責任。広義の行政責任の一つ）の推進と情報公開、政策に民意を反映させる仕組み（住民参加・協働型）などを重視、強化したもの。最終的には住民投票などにみられるように納税者たる住民＝国民が評価する。国をはじめ都道府県で導入され、多くの市町村でも試行・実施されている。

*町政モニター

モニターとは一定期間、放送の正常性の監視や新製品等試用・試行のほか、自治体などの依頼で行政や物価等を監視することやその人をいう。町政モニターとは町政を見守り町政に意見を述べる制度で広聴手法の一つ。

基本計画

性のみならず、町民生活の安定と福祉の向上をはかるため、政策や法務、評価などの自主研修を促すとともに、提案制度や情報の共有化など職員参画体制を整えます。

を行う「目標管理に基づく業務執行」を進めます。

- ③ 効果的な事務事業の執行と計画の進行管理・評価を進めるため、事業別予算と資産・負債の形成状況の公開を進め総合的な経営状況を明らかにします。

基本方針3 計画の進行管理・評価の推進

- ① 計画の構成は基本構想、基本計画、実施計画からなりますが、実施計画については、行政評価（事務事業評価）に基づく点検と、予算、決算との連動をはかるため毎年度ローリングを行い、そのつど向こう3年分の実施計画を公表します。
- ② 効率的で効果的な業務執行と職員の資質向上をめざし、毎年度、職員が担当業務の目標をたてて業務

第2節 所要資金

この計画を推進するために必要な資金は847億円程度が必要と見込んでおり、その確保に努めます。

計画達成のためには、計画的な行政運営や民間活力の導入に努めるとともに、公私協働の取り組みを積極的に進めます。

(単位：千円)

項目 (基本目標)	総事業費	財源内訳			
		国道費	起債	その他	一般財源
美しい緑の ふるさとづくり 【環境】	20,967,819 (7,799,759)	3,868,576 (1,186,813)	4,847,820 (2,927,700)	2,429,944 (2,168,749)	9,821,479 (1,516,497)
豊かな力の ふるさとづくり 【経済】	8,391,470	1,004,604	1,861,255	3,947,520	1,578,091
健やかな心の ふるさとづくり 【人材】	34,130,417 (20,875,635)	12,226,723 (7,669,225)	66,120 (0)	8,347,176 (6,970,734)	13,490,398 (6,235,676)
自律協働の ふるさとづくり 【地域経営】	21,199,588 *19,863,285	173,210 *128,314	0	1,354,603 *1,031,702	19,671,775 *18,703,269
計	84,689,294 (28,675,394)	17,273,113 (8,856,038)	6,775,195 (2,927,700)	16,079,243 (9,139,483)	44,561,743 (7,752,173)

注1：表中（ ）の数字は所要資金の内、特別会計事業分の金額です。特別会計事業には、簡易水道、公共下水道、国民健康保険、老人保健、介護保険の5事業があります。

注2：表中*の数字は所要資金の内、人件費と公債費の合計額です。